

JAPAN HUNTERS ASSOCIATION

# 日 獵 會 報



第 45 号  
令和元年9月1日



一般社団法人 大日本獵友會





# 日猟会報

第45号 令和元年9月1日

## 目次

会長挨拶-----	1
特集 狩猟国際交流の推進-----	2
特別寄稿-----	4
狩猟ニュース-----	8
レンジャーだより	
白神山地-----	12
平成30年度事業報告等-----	14
日猟トピックス-----	22
実包管理帳簿様式-----	24
大日本猟友政治連盟の活動報告-----	26
統計資料-----	28
共済だより-----	34
狩猟事故共済普通保険約款-----	41
「ポスターの女性（ひと）」紹介-----	48
環境省からのお知らせ-----	49

# 会長挨拶



大日本猟友会の構成員の皆さま

新たな時代「令和」になって初めての会報をお届けします。

まず初めに、7月に行われた第25回参議院選挙では、皆様から本会推薦のおだち源幸候補に数多くのご支援を賜り、誠にありがとうございました。残念ながら力及ばず当選には至りませんでした。心より御礼申し上げます。選挙活動を通じ、狩猟の振興方策等に関する大変多くの貴重なご意見をいただきましたので、本会の今後の業務に活かしていく所存です。

さて、本会は、前身の「大日本連合猟友会」が昭和4年（1929年）に設立され、その後の昭和14年（1939年）に社団法人となり、名称を現在の「大日本猟友会」とし、爾来本年で八十周年を迎えます。このように長きにわたり本会が活動できますのも、ひとり一人の構成員の方々のご理解あってのお蔭と、改めて感謝申し上げます。

現在の本会は、第一種銃猟会員の減少や高齢化という大きな課題を抱えており、一方で増加により農林水産業に大きな影響を

与えているニホンジカやイノシシ等の捕獲や、昨年中部地方で発生した豚コレラに関して野生イノシシの捕獲等に関係猟友会が大きな役割を果たしているなど、猟友会に対する社会的な要請は近年特に高まっております。

本会は、これらを踏まえ、この八十周年を契機として、狩猟新規参入者の増加に向けた情報発信等の強化や関係法令改正等に一層重点的に取り組んで参ります。特に、狩猟に対する国民の皆さんの理解と狩猟者のステータス向上を図っていくため、本年度は「猟友会憲章」の制定やホームページリニューアル、「ハンターアプリ」の開発・提供などの記念事業を計画しております。また、久しく開催していなかった「全国射撃大会」を9月に大阪総合射撃場で、記念式典を10月に東京で開催します。

大日本猟友会の百年の未来を見据えて、本年も、しっかりと活動を行って参る所存ですので、ご理解・ご協力をよろしく願います。

結びに、皆様の益々のご健康とご活躍をお祈りしますとともに、秋の猟期に向けて、安全狩猟の励行を呉々もお願いし、ご挨拶といたします。

令和元年9月

一般社団法人大日本猟友会  
会長 佐々木 洋平



# 狩猟国際交流の推進

## 大日本猟友会長、10 数年ぶりに狩猟国際会議に参加！

「狩猟」は世界共通の古くからの歴史・伝統を有する趣味であり、また、野生動物の持続的な管理のために必要な手段であり、世界各地の愛好者や団体と交流や共通理解の形成などを進めることは、大変重要で意義のあることです。

大日本猟友会は、10 数年前までは狩猟に関する国際 NGO である「国際狩猟・野生動物保全評議会 (CIC、International Council for Game and Wildlife Conservation、本部：ハンガリー) に加盟し、本会役員が年次総会などに参加していたこともありましたが、残念ながら、近年は参加が途絶えていました。我が国の狩猟の振興を図るためにも国際交流は重要であり、佐々木本会会長の強い想いもあり、今年から再び CIC に加盟することとなりました。

そして5月には、アフリカのナミビアの首都・ウィントフック市のサファリホテルで開催された CIC 年次総会に、佐々木会長と浅野専務理事、本会学術委員として酪農学園大学の伊吾田先生の3名が参加しました。年次総会は通常ヨーロッパの各都市で開催されていますが、今年は「狩猟観光」が盛んなナミビアでの開催でした。

会議は5月2-4日の3日間に亘り開催され、開会挨拶や基調講演などに続き、4頁からの伊吾田先生のレポートにあるように、テーマを「野生動物保全を導く交差点 (Crossroads-Leading the Way for Wildlife Conservation)」と題して、各地域の野生動物保全に関する事例発表と討議が熱心に行われ、「アジア太平洋セッション」では伊吾田先生が基調報告を行いました。

最終日には恒例のガラディナー (Gala Dinner) が開催され、華やかに多くが夫人同伴で出席した各国の参加者は、夜が更けるまで「狩猟談義」などに花を咲かせていました。佐々木会長は、日本の再加

入と狩猟観光の推進のスピーチを行い、各国の参加者から「ウェルカム！」の言葉が飛んでいました。



(スピーチする佐々木会長、左下はナミビア環境観光省のスタッフと)

## ナミビアの自然と野生動物

かつては「南西アフリカ」と呼ばれたナミビアは、世界一降水量の少ない地域といわれる「ナミブ砂漠」があるなど大変乾燥した気候で、首都のウィントフック市も疎林や灌木が広がる乾燥地帯であり、空港から市内に至る間には農耕地を全く見ることはありませんでした。

そんな大変厳しい条件ではありますが、半日のエクスカッションで訪れた「Goche Ganas 自然保護区」では、ジープ（サファリカー）でシロサイやケープキリン South African Giraffe、シマウマ、スプリングボック、ダチョウなどの動物を観察することができ、さすがアフリカの豊かな野生動物相には驚かせられました。訪れたのは自然保護区でしたが、ナミビアには大型野生動物を撃つことができる「猟区」が数多くあり、管理された下での「狩猟観光」にヨーロッパなどから多くのハンターが訪れ、国としても大きな収入源となっているとのことでした。



(サファリカーと参加者、ドライバー)

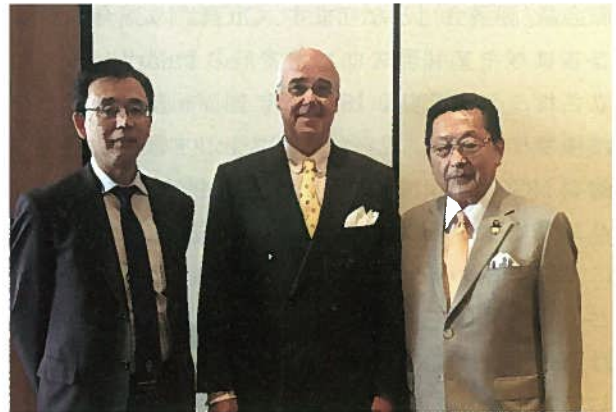


(Goche Ganas 自然保護区)

## CICアマン会長と懇談(於東京)

5月16日、ナミビアでの年次総会終了直後に東京を訪問されたアマンCIC会長を、佐々木会長と浅野専務理事が表敬訪問、CICの活動や日本・アジアの狩猟などについて意見交換を行いました。

アマン会長からは、欧州でも自然保護主義者とそれに協力する企業などによる狩猟に対する反対キャンペーンが行われているが、CICはそれらに対抗するためにも狩猟の意義や必要性の啓発活動を展開しているとして、大日本猟友会に対する東アジア地域の中核狩猟団体としての期待と協力要請がありました。



(@アマン会長の Facebook より)



(サファリツアーで出会った動物)



# CIC 総会参加報告

## 「野生動物保全を導く交差点」

伊吾田 宏正（酪農学園大学）

### ◆ CIC とは

本年5月2～4日に南西アフリカに位置するナミビアの首都ウィントフックで開催されたCICの総会に参加してきましたので、その概要を報告します。

CICはInternational Council for Game and Wildlife Conservationのフランス語名の略称で、直訳すると「狩猟鳥獣と野生動物の保全に関する国際会議（評議会）」となります。CICは1928年にチェコスロバキア（現スロバキア）のPalárikovoで設立され、その後すぐ1930年に国際組織としてパリに移されました。現在はオーストリア政府から国際的なNGOかつNPOとして認可を受ける一方で、ハンガリー政府の要請によって、同国のBudakesziに本部を置いています。CICは、世界の狩猟鳥獣と狩猟を保存するための政治的に独立した団体で、野生動物の持続的利用を推進することを活動目的としています。これに基づいて、野生動物とその生息地、そして地域の社会と文化の保全を、狩猟を含めた持続的利用によって支援していくことを、その使命としています。

欧米には、他にもSafari Club Internationalなど狩猟の国際組織が存在していますが、それらは、単に狩猟の愛好団体というだけではなく、狩猟団体の社会的な責務として、生物多様性保全を推進していくことを活動目的として明確に謳い、かつ具体的な行動を起こし、さらには、社会にアピールすることを忘れません。我が国でも、地域社会や生態系管理において、狩猟の役割が益々重要視されている昨今、我々日本の狩猟者としても、学ぶべきところだと思います。

現在CICは、上記の活動目的や使命に基づいて、83の国と地域からの1,600以上の個人・団体・政府会員によって（図1）、様々な国と地域の政府や関係団体、個人、メディアに対して、狩猟に関する政策や法令、調査研究、文化に関する助言を行うと同時に、それらと連携して活動しています。

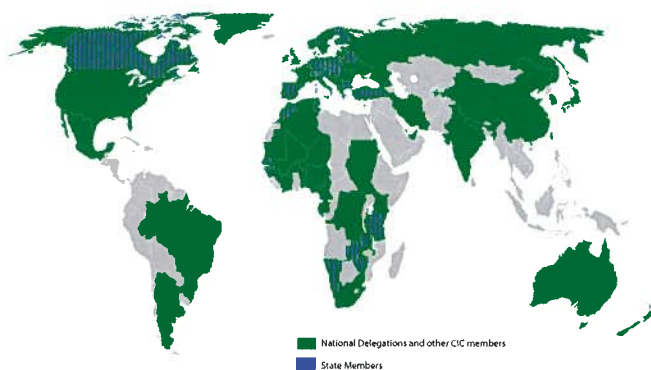


図1. CICの加盟地域。  
緑は個人・団体会員等、青は政府会員

### ◆ 開会式

CICは毎春に年次総会を開催しています。今回の総会は66回目となり、5地域（北米、南米、ヨーロッパ、アフリカ、アジア太平洋）、36カ国から271名の参加がありました。私は2013年以降、個人会員となり、同年のハンガリーのブダペスト、翌年のイタリアのミラノでの総会に参加しており、今回が3回目となります。

ナミビアは世界最古のナミブ砂漠を擁するアフリカ南西部の共和国で、人口226万人、面積82万km<sup>2</sup>、1990年に南アフリカから独立した新しい国です。鉱業や牧畜が主産業ですが、国際狩猟（外国人狩猟者の受け入れ）を含む観光も重要です。日本の環境省にあたる環境観光省が、野生動物、狩猟、国立公園を管理しています。全国に猟区があり、外国からの狩猟者を受け入れ、プロハンターの資格をもったハンティングガイドの案内で、オリックス（図2）やクーズーなどの大型獣の狩猟ツアーを提供する産業が確立しています。これはトロフィーハンティングと呼ばれ、アフリカでは一般的で、国によっては、売り上げの一部が、地域のインフラ整備などの公共事業に還元される仕組みも存在しています。

今年のCIC総会が開催されたサファリホテルが位置する首都のウイントフックは、人口32万人、周囲を砂漠に囲まれた標高1,655mの商業都市です。気温は毎日30度を超えていましたが、湿度が低いため快適でした。

ナミビア環境観光省が会議のホストを務めたため、開会式では同大臣Pohamba Penomwenyo Shifeta氏がスピーチを行い、野生動物の保全と利用の重要性について強調しました。2013年総会の開会式でもハンガリー農水大臣がスピーチをしていましたが、一国の大臣が参加するほどCICは国際的に重要な団体であるということでしょう。次いで、CIC会長George Aman氏が、開会の挨拶で、狩猟者が保全活動の先駆となるべきであると、改めてCICの理念を強調しました。



図2. ナミブ砂漠のオリックス（ゲムズボック）の成獣。雌雄に立派な角がある。

## ◆野生動物保全を導く交差点

今回の総会のテーマは「野生動物保全を導く交差点（Crossroads-Leading the Way for Wildlife Conservation）」というものでした。CICの理念を実現させるために、様々な地域の多様な利害関係者が深く交流して議論しようというものです。

開会式の際の基調講演として、野生動物犯罪の専門家であるオランダのGroningen大学のTim Witting博士から、野生動物の密輸入に関する報告がありました。日本ではあまり馴染みのない話題ですが、世界的に象牙やサイの角などを対象とした違法取引が後を絶たず、その背景には密輸国の貧困や汚職問題、国際犯罪組織の暗躍があり、特定の生物

種の存続を脅かしています。野生動物の違法取引は、麻薬売買よりも利益が上がることもあり、国際テロ組織の資金源にもなっているそうです。CICもこうした野生動物犯罪の撲滅に積極的に取り組むこととしています。

## ◆北アメリカの事例

初日の午後からは、各地域の野生動物保全の現状と課題について報告がありました。

まずは、北アメリカの事例ですが、基調講演として、モンタナ大学のL Scott Mills博士から、北アメリカの野生動物管理の概要についての紹介がありました。同地域では、19世紀の終わりから20世紀初頭にかけて、乱獲と商業狩猟による野生動物の絶滅の危機がありました。この経験を経て、北アメリカでは「野生動物は公共財産」という原理に基づいた管理モデルが発達します。ここでは、科学的なモニタリングに基づいた野生動物とその生息地の保全と持続的利用が、主に狩猟税を財源として実現しています。さらには、保全の対象は非狩猟鳥獣にも及んでいるのです。

このような北アメリカモデルから学ぶべきことの一つは、「保全のコストを利益によって埋め合わせること」です。北アメリカの多くの狩猟者は、狩猟税を払うことが、狩猟機会の充実につながることを理解しています。また、狩猟税だけでなく、猟銃や装弾などの猟具にかかる税金が生息地の保全などに活用されています。狩猟者が、税金の使い道を把握できるように行政も説明責任を果たしています。もう一つは、「科学的管理の重要性」です。個体数のモニタリングなどの科学的データが意思決定の重要な根拠となるからです。

一方で、この後のパネルディスカッションでは、野生動物は国民の共有財産であるのに、狩猟者の全人口に占める割合は1割以下であり、残りの国民のほとんどは野生動物保全に関心がないという課題が指摘されました。日本では狩猟者の全人口に占める割合は1%以下ですが、北アメリカでは1割以下でも問題視されているのです。非狩猟者も含めた野生動物管理への住民参加が求められています。

## ◆アフリカの事例

開催地のアフリカの事例について、UNEP（国連環境計画）のJulian Blanc氏から基調講演がありました。IUCN（国際自然保護連合）によると、アフリカの野生動物の半数以上の種がレッドリストに掲載されているものの絶滅危険度は低い一方で、50種が危機的状況にあるということです。これには、密猟を含む乱獲や開発による生息地の消失などが影響しています。年間20万km<sup>2</sup>の農地が開拓され、年間9万km<sup>2</sup>の住宅地が拡大しています。そこでは、ゾウによる人身被害など野生動物と人間との軋轢が深刻です。

一方で、前述したトロフィーハンティングやエコツーリズムが重要な経済活動となっています。ナミビアでは、トロフィーハンティングを通じた地域主体の自然資源管理（CBNRM）が一つの成功事例として注目されています。外国人狩猟者の入り込みが、地域社会の雇用を生んでいます。また、捕獲個体から得られる肉は地域に還元されることもあります。パネルディスカッションでは、ナミビア環境観光省のJohnson Ndokosho氏から、実際ナミビアの野生動物産業は成長している一方で、野生動物との軋轢対策が急務であると報告がありました。アフリカ全体では、政情が不安定などの理由から地野生動物管理が進んでいない国もあり、各国の連携が課題となっています。

## ◆アジア太平洋地域の事例

ここでは、私が基調講演をしました（図3）。この地域は広大で環境も変化に富んでおり、世界的にも生物多様性が高い地域です。しかし、日本も含め野生動物管理は発展途上であり、適正な管理体制の構築が急務となっています。国によっては、アフリカ同様、密猟を含む乱獲や開発による生息地の消失などにより多くの野生動物が危機に晒されています。保護区の設定や狩猟の禁止措置により、チベットカモシカなど個体数がある程度回復した成功事例もあります。一方で、日本や韓国など、増えすぎたシカやイノシシによる農業被害や住宅地への侵入が問題となっている地域もあります。多くの国で一般

狩猟自体が禁止されていますが、国際狩猟も含めた野生動物の持続的な利用のあり方を検討していくべきだと思います。

その中で、アジア太平洋地域の野生動物保全に関する情報は限られているので、各国が情報共有し、連携して野生動物管理を発展するためのプラットフォームが必要であると訴えました。日本は、野生動物との軋轢問題や狩猟者人口の現象など“先進的”な課題を多く抱えているので、アジア太平洋地域で、積極的にリーダーシップをとって、この地域の野生動物保全の問題解決に向けて、各国と連携して取り組むべきだと考えます。

パネルディスカッションでは、パキスタンのユキヒョウ保全と家畜被害の問題や、ニュージーランドで移入された狩猟獣の管理課題などが話題提供されました。



図3. アジア太平洋地域の野生動物保全に関する基調講演を行う伊吾田先生



## ◆おわりに

今回の総会では、他にラテンアメリカやヨーロッパの事例紹介、季節移動する狩猟鳥管理の国際連携、女性狩猟者や若い世代の活躍、ソーシャルメディアとの関係などに関する議題があり、3日間にわたって熱心な議論が交わされました。

狩猟活動は、人間の根源的な行為であり、狩猟者は自然と一体となり、その恵を享受できる特権を持っているといえます。国際社会には responsible hunting（責任ある狩猟）という言葉があり、ただ個人の猟欲を満たすだけでなく、生態系管理の一部として、自分の狩猟を位置づけ、狩猟活動とそ

の普及によって地域社会にも貢献するという意識をもった狩猟者が少なくありません。CICでは、そのような姿勢が共有され、地域社会そして国際社会に対して、狩猟の意義を理解させる努力をしています。

「狩猟」と「保全」は表裏一体と言えます。野生動物個体群の保全なくして、持続的な狩猟はありません。私たち狩猟者は、狩猟する権利を持つ以上、野生動物保全に取り組む責務があると考えます。同時に、野生動物問題の解決にも積極的に貢献すべきです。国際社会の中で野生動物保全および管理の課題について、情報共有し、議論することは、次世代に向けて、日本の狩猟活動を発展させるために有意義であると考えます。

## < 著者紹介 >

### 伊吾田 宏正

(酪農学園大学環境共生学類／狩猟管理学研究室准教授)

神奈川県生まれ、北海道大学農学研究科卒

2004～2006年度 NPO 法人西興部村猟区管理協会／事務局長・研究員

2009～現在 酪農学園大学にて狩猟管理学に関する教育研究活動

(所属学会等)

「野生生物と社会」学会 副会長、一般社団法人エゾシカ協会 副会長

(著書)

「野生動物学管理のための狩猟学」(共著、朝倉書店)、「野生動物の管理システム」

(共著、講談社)

# ジビエ利用の推進

## 第3回「自然と農山村を守る狩猟のつどい」の開催

政府は、一昨年「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」を設置し、「ジビエ利用モデル地区」として全国で17地区を選定し新たな処理加工施設の整備を開始するなど、ジビエの利活用推進を進めており、大日本猟友会も狩猟者の立場から積極的に支援・協力を行っています。

また、大日本猟友会では、ジビエ本来の素晴らしさを与党国会議員の方々により知っていただくため、本年1月に、第3回目となる「自然と農山村を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」を自民党本部で開催しました。

このイベントには、関係省庁連絡会議議長の菅官

房長官や自民党鳥獣議連会長である二階幹事長、公明党井上幹事長、吉川農水大臣をはじめ、多数の国会議員や関係省庁の幹部に会場いただきました。

党本部玄関前でのセレモニーとお祝いの餅つきの後、今年はエゾシカ・野鴨（マガモ・カルガモ）を材料に、昨年同様、我が国フレンチ界を代表する井上旭シェフ（中央区京橋「シェ・イノ」オーナー）渾身のジビエ料理を提供しました。アントレからコンソメスープ、メインのエゾシカ・野鴨のロースト、締めのエゾシカカレーというコースを堪能していただき、ご来場の皆さんは、ジビエに対する認識を新たにされたものに違いありません。



(自民党本部前での二階幹事長挨拶)



(菅官房長官挨拶)



(井上シェフ（左）と古賀シェフとの談笑)



(シェ・イノのスタッフと提供したジビエ料理)



ベテランの本会構成員が捕獲・処理した最高の材料と井上シェフの技は、まさに味のマリアージュで、参加者の方々からは大変なお褒めの言葉を数多くいただき、来年（次回）への期待の声も多くお聞きしました。（事務局としてはうれしい悲鳴！です。）



(野鴨と鹿肉の冷製アンクルート)



会場では、昨年の「ポスターガール」である福井県猟友会会員の児玉千明高浜町会議員と中川雅治・丸川珠代両元環境大臣も模擬銃を構え、ハンティングのPRに一役買っていただきました。



(児玉千明さん、丸川珠代・中川雅治元環境大臣)



(伊吹文明元衆院議長と片山さつき大臣)

## 佐々木会長、ジビエ利用拡大関係省庁連絡会議に出席

6月18日に首相官邸で開催された「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」(議長:菅官房長官)に、佐々木会長が3名の有識者の一人として出席し、ジビエ利用推進のため、捕獲したニホンジカ・イノ

シシの一時保管施設の整備や残渣等のペットフード利用の重要性などについて提言を行いました。

会議の具体的な内容は、官邸ホームページで公開されています。



# マタギサミット・シンポジウムが 開催されました。

## マタギサミット in 北秋田

6月22日（土）、北秋田市の打当温泉マタギの湯において、第30回目の「マタギサミット in 北秋田」（主催：ブナと狩人の会他実行委員会）が開催されました。打当温泉は、市町村合併により現在は北秋田市となっていますが、旧阿仁町内と聞くとなるほど！と思われる方が多いと思われます。伝統的な狩猟者集団であるマタギは、東北地方をはじめ中部以北の山間部に多く存在していましたが、中でも「阿仁マタギ」は、その活動範囲や規模などから「マタギ中のマタギ」と云われています。

今年のサミットは、田口洋美東北芸術工科大教授と北秋田市役所の小松さん（獣医）の司会による「移住者がマタギを継ぐとき vol.2」と「犬の放し飼い特区を考える」の2つのセッションが行われ、百数十名の参加者がパネリストの話に真剣に耳を傾けました。また、北海道西興部村猟区の紹介も行われました。マタギの湯には「マタギ資料館」が併設されていて、興味深い資料が数多く展示されています。

狩猟者の高齢化や減少が進む中、30年間もマタギサミットが続いているというのは大変感動的なことです。主催者である田口先生に心から敬意を表するとともに、今後も継続開催を期待しています。

## マタギシンポジウム

マタギサミットの前日の6月21日（金）には、北秋田市の北秋田市文化会館（旧鷹巣町内）において、日本遺産記念の「マタギシンポジウム」（主催：北秋田市日本遺産事業推進協議会）が開催されました。北秋田市では、「阿仁マタギ」の日本遺産登録を目指した活動が展開されています。



シンポジウムでは、「伝承狩猟の世界、その可能性と未来」をテーマに、田口先生による記念講演「阿仁（旅）マタギの真価」と宮城県利府高校の村上一馬先生のコーディネートによる対論、4名の女性ハンターによるパネルディスカッション「伝統の承継～課題と戦術～」が行われました。阿仁マタギに関する知識を深めることができたとともに、女性の視点からの狩猟後継者育成に関する提言などを伺うことができ、有意義なシンポジウムでした。

なお、パネラーのひとりの児玉千明さん（福井県高浜町議会議員）は、大日本猟友会の昨年の狩猟免許試験事前講習会のポスターモデルです。



（4名の若手狩猟者のパネリスト）



（4人の女性パネラー）



## 鳥獣被害防止事業従事者等の狩猟税の減免措置が5年間延長！

大日本猟友会の要望により実現した鳥獣被害防止事業等の従事者に関する狩猟税の減免措置（平成27年度から30年度までの4年間）が、令和5年度まで延長されることが決定しました。地方税法の改正が、3月27日国会で可決されたものです。

これは、大日本猟友会の最重点事項として、鳥獣議連等を通じて関係省庁や自民党・公明党の政府与党に強く要望していたものであり、鳥獣被害対策等に従事する猟友の方々の負担軽減措置を、引き続き5年間延長することができました。

## 指定管理鳥獣捕獲等事業の無許可譲受対象化が決定！

大日本猟友会では、指定管理鳥獣捕獲等事業（以下、「指定管理事業」）で使用する実包についても、平成26年の指定管理事業制度創設以来、関係省庁に対し無許可譲受制度の対象とするよう要望を行ってきましたが、6月7日火薬取締法の改正が地方分権法の改正の一環として国会で可決され、12月6日より施行されることになりました。本会の活動がようやく実を結びました。

8月現在、無許可譲受票の発行等の事務内容について関係省庁と協議を行っていますが、指定管理事業のために無許可で購入できる限度数量は、一般狩猟・有害捕獲と同数の散弾実包・雷管各300個、ライフル実包・雷管50個となる予定です。

なお、本会では、これとは別に、ライフル実包の無許可譲受数量を50個以内から150個以内に拡大するよう、引き続き警察庁に要請しています。

## 豚コレラの発生に伴う野生イノシシの捕獲等について

昨年9月、岐阜県内の養豚場で豚コレラが発生し、飼育豚の殺処分などの対応が行われていますが、その後も終息には至らず、8月現在、隣接する愛知県や長野県、福井県、富山県、三重県でも、感染した野生イノシシが出ています。

今回の豚コレラは中国由来のものと確認され、中国人が無断で持ち込んだ生の豚肉食品から野生イノ

シシがまず感染し、それが養豚場での発生につながったと考えられ、関係県では猟友会等による野生イノシシの捕獲が行われています。

大日本猟友会では、吉川農水大臣からの要請を受けて、野生イノシシの徹底的な捕獲と経口ワクチンの散布について協力することとしており、関係猟友会と連携してその対策に当たっています。

## 本年度の北海道内での狩猟について

昨年11月に恵庭市内の国有林で発生した森林管理局職員に対する誤射死亡事故を受けて、昨年度は国有林及び道有林（平日のみ）において一般狩猟のための入林の禁止措置が取られましたが、今年度についても、北海道猟友会による安全対策等が実施途上であること等から、6月29日平日の入林禁止措

置を行うことが発表されました。

大日本猟友会では、北海道は全国から訪れる猟友が多いものの本会との事前調整はなく、また安全対策上も問題があり、納得はできない旨を林野庁に申し入れています。

（詳しくは、本会のWEBサイトをご覧ください。）

# 白神山地

## 分布最前線での新たな取組～白神山地におけるニホンジカ対策～

環境省東北地方環境事務所  
西目屋自然保護官事務所  
西田 樹生

### ◆はじめに

白神山地は、青森県から秋田県の日本海側にまたがる約 13 万 ha の山地帯を包括した地域です。その中心部、東アジア最大の原生的ブナ林が残存する一帯は、多種多様な動植物が息づく貴重な生態系が保たれていることから、平成 5 年に屋久島とともに日本初の「世界自然遺産」に登録されました。

白神山地を含む青森県や秋田県には、かつてはニホンジカ（以下、「シカ」という。）が生息していましたが、狩猟圧の影響等により明治から昭和初期にかけて一度絶滅しました。それから約 100 年が経過した近年、岩手県の一部に生息していた地域から、青森・秋田両県へも分布が急速に拡大しています。白神山地周辺では平成 22～24 年頃にシカが目撃され、その後、増加傾向が認められています。平成 24 年からは遺産管理を担う関係行政機関で組織する「白神山地世界遺産地域連絡会議」が対策に向けた検討を始めました。

ここでは、白神山地でのシカ対策の新たな取組について紹介したいと思います。

### ◆シカの生息状況

平成 25 年度から自動撮影カメラの設置や地元住民からの目撃情報の収集を進めるなど、監視体制の強化を図ってきました。平成 29 年には遺産地域の核心地域内でも自動撮影カメラで撮影されるなど、白神山地の広い範囲でシカが確認され、生息域が拡大している状況が明らかとなりました。一方で撮影状況を確認すると、確認頻度としては少なく（平成 30 年度は計 140 台のカメラを設置し、撮影は通年 25 回）、撮影されるのは分散傾向の強い雄ジカばかりであることから、現状では定着や繁殖はあまり進んでおらず、シカの侵入初期段階であると考えられます。

### ◆新たな取組

これまで自動撮影カメラを中心に調査を行ってきましたが、低密度地域では労力に対して得られるデータが少ないことや定着状況の判断が難しいことなどが課題としてありました。また、低密度地域における効率的な捕獲方法も課題となっていました。



シカ確認位置図（平成 30 年度）



核心地域で撮影（東北森林管理局提供）

そこでこれらの課題に対応するため、以下のような新たな取組を進めています。

#### ①鳴声調査

より効率的に定着状況を把握する手法として、録音機を用いた「鳴声調査」に着目し、平成 30 年度から試験的に導入を始めました。この手法は低密度地域の生息調査手法として近年開発が進んでおり、自動撮影カメラに比べ 1 台あたりの検知範囲が広い



こと、また鳴き声の違いを調べることで定着状況(オスの縄張り形成、メスの存在等)を評価できることが特徴です。

鳴声調査の導入により効率的な定着状況の把握が可能となり、その後の効果的な対策の実施につなげることを考えています。

## ② GIS解析を用いた越冬地・移動経路の絞り込み

遺産地域内は急峻な山々に囲まれ立ち入りが困難なこと、冬季は積雪等のためシカは越冬可能な低標高域に移動すると考えられることから、白神山地で捕獲事業を行う場合は、シカの移動経路や越冬地となる白神山地周辺の里山などで地方自治体を中心となって行うことになると想定しています。

そのため、今年度から、今後の捕獲事業の円滑な実施を支援するため、広域的にシカの越冬地や侵入経路を把握することを目的に、GIS(地理情報システム)を用いて越冬地の候補地の絞り込みを実施する予定です。具体的には、指標となる地理的・環境的要因(積雪深、傾斜度、植生等)を組み合わせで解析し、可能性の高い場所を抽出するものです。

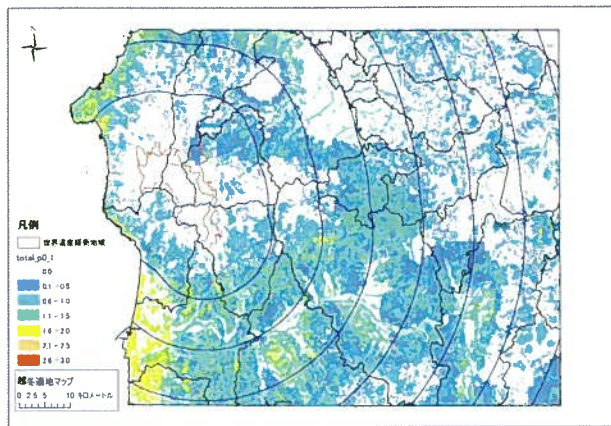
青森・秋田両県では平成29年度より第二種特定鳥獣管理計画を策定し、銃猟や箱わなによるシカの捕獲事業を実施しています。GIS解析結果をこれらの捕獲事業に活用することで、効率的かつ効果的な捕獲が行えることが期待されます。



スギ林内の糞(平成30年3月)



捕獲個体(青森県提供)



GIS解析の例(試行段階)

## ③ 植生保全への備え

現状、遺産地域の植生に目立った被害は確認されていませんが、事態が深刻になる前に保全対策を整理しておく必要があります。これまでの遺産管理に関するモニタリングによって現状の植生はある程度把握されているため、今年度からはそれを基にシカの被害対策についての検討を開始する予定です。

まずはシカの嗜好性や希少性、世界遺産としての素質等の観点から保全すべき植生や保全水準を整理し、そのうえで今後のモニタリング手法や段階に応じた保全対策手法を検討したいと考えています。

## ◆最後に

白神山地を含め東北地方の多くの地域では、長期間不在であったシカが急速に侵入している状況であり、対策を行う上での情報や技術の不足が課題となっています。現在、白神山地ではシカ侵入の初期段階で密度が低いことから、他の高密度化した地域で行われている対策は必ずしも適当ではありません。そのため、現在の白神山地の状況に合った調査手法や対策を行うことが重要だと感じています。

白神山地での取組が低密度地域におけるシカ対策の優良な事例となるよう、検討を続けていきたいと思ひます。

本誌では、全国の国立公園などにおける野生鳥獣の管理に関する話題について、現地で勤務する環境省の自然保護官(レンジャー)に、シリーズで執筆をお願いしています。

# 平成30年度事業・決算 及び 令和元年度事業計画・予算等

6月19日、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において、令和元年度定時総会が開催され、平成30年度事業報告・決算などの提出議案が承認されました。また、元年度の事業計画・予算は、3月28日に開催された30年度第4回理事会で承認されています。

## ● 令和元年度定時総会の概要（6.19開催）

### ・承認議案

- 第1号議案 平成30年度事業報告について
- 第2号議案 平成30年度貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について
- 第3号議案 監事の選任について
- 第4号議案 「獵友会憲章」の制定について

### ・来賓（敬称略、挨拶・紹介順）

- 石田 祝稔 公明党衆議院議員、党政務調査会長
- 伊吹 文明 自民党衆議院議員、元衆議院議長（鳥獣議連顧問）
- 鶴保 庸介 自民党参議院議員、元内閣府特命大臣（鳥獣議連会長代行）
- 鳥居 敏男 環境省大臣官房審議官（自然環境局担当）
- 高橋 孝雄 農林水産省農村振興局農村計画部長
- 山田 好孝 警察庁生活安全局保安課長
- 西山 理行 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長
- 仙波 徹 農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室長
- 五関 一博 林野庁国有林野部経営企画課国有林野生態系保全室長

### <新監事>

- ・辻森 金市（石川県獵友会会長）
  - ・細田 信男（鳥根県獵友会会長）
- ※任期は、令和2年6月（予定）の定時総会まで



(石田先生)



(伊吹先生)



(鶴保先生)



(佐々木会長)



## ● 平成30年度事業報告の概要

平成30年度は、まず6月の定時総会で佐々木会長が4選されるとともに新役員が選任され、新たな体制でスタートを切りました。

主な事業については、鳥獣被害対策等に構成員が一層取り組むため、狩猟税の減免措置の延長や実包無許可譲受制度の適用拡大等に成果を上げるとともに、特に減少が続く第一種銃猟免許者の増加のため、都道府県猟友会に対する助成の拡充等に重点的に取り組みました。また、翌年度が法人設立80周年に当たることから、記念式典や射撃全国大会等の記念事業の計画・準備等を進めました。

また、第二種銃猟構成員の納入金について値上げを行いました。さらに、当初の計画にはありませんでしたが、狩猟関係法令の改正等の取組みを一層強化していくため、第25回参議院比例区選挙に向けて、本会構成員でもある尾立源幸氏を擁立することとし、自民党から公認を得るとともに都道府県猟友会に支援依頼等を行いました。

共済保険事業については、保険金審査・支払い業務を円滑に実施しましたが、保険金請求件数・支払金額は前年度より増加しました。また、長年の課題であった保険内容の適正化（約款等の見直し）のため、所管の環境省との調整等を進めました。

さらに、国際狩猟NGOである国際狩猟・野生動物保全評議会(CIC、本部ハンガリー)への再加入や、狩猟文化研究の推進、関係学会・学識者との交流等にも取り組みました。

継続事業の主なものとしては、狩猟読本の大量販売年に当たり、収益の向上に大きく寄与しました。29年度に作製した安全狩猟ベスト・帽子は、退色の可能性が明らかになったことから、再作製・配付（費用は業者負担）を行いました。

全体の収支については、共済保険事業の支払額増加はあったものの、ベスト等の作製費用の返済も順調に行い、引き続き健全な状況を維持しました。

### 1. 構成員数

年度末で105,050人と前年とほぼ同数でしたが、引き続き第一種銃猟構成員は減少しました。一方で、女性構成員は、1,908人から2,127人に増加しました。（第二種銃猟構成員の増加は、会費変更に関連したものと推定）

構成員数（30年度末）

年度	わな	網	第1種	第2種	合計
28年度	34,003	401	68,651	2,203	105,258
29年度	35,788	360	67,444	2,194	105,786
30年度	36,059	344	65,905	2,734	105,050

単位：人

### 2. 重点事業

#### (1) 狩猟・猟友会に関する情報発信及びステータスの向上

「猟友会憲章」の検討やWEBサイトの改訂、新たなパンフレット作成等のための作業を進めました。また、1月にはFacebook及びInstagramによる情報発信を開始しました。

#### (2) 担い手育成確保対策の推進

都道府県猟友会に対する助成金の拡大やハンティング・シュミレーターの出しを行い、イベント開催等の取組みへの支援を拡充しました。また、環境省の「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」への支援・協力を行いました。

#### (3) 狩猟者育成等のための各種規制の緩和等

狩猟税減免措置の5年間延長、指定管理鳥獣捕獲等事業を無許可譲受制度の対象とする火薬取締法の改正案の閣議決定、警察庁との協議による新たな実包管理表の様式の作成、猟銃の携帯・運搬等に関する通達発出等が実現しました。

#### (4) 共済保険約款等の見直し及び安全狩猟対策の推進

共済保険約款の見直し手続きのため、環境省との調整を進めました。また、各ブロック安全狩猟射撃大会の開催、新規加入構成員への安全狩猟ベスト・帽子の配付、狩猟指導員（2,311名、任期3年）の委嘱替え等を行いました。

#### (5) ジビエ利活用の推進

農水省の国産ジビエ認証委員会等に佐々木会長が委員として参加し、狩猟者としての視点から意見等を述べました。また、1月には自民党本部において、第3回「自然と農山村を守る狩猟のつどい」を開催しました。

### 3. 継続事業

- (1) 都道府県猟友会への各種助成金の支給  
助成金総額 189,088 千円
- (2) 狩猟事故共済保険運営事業

保険金支払件数及び金額

年 度	他損 死亡	他損 傷害	自損等 死亡	自損 傷害等	計	支払額
28年度	4	6	9	228	247	76,878
29年度	1	8	7	186	202	56,988
30年度	1	2	19	223	245	80,219

単位：件、千円

- (3) ドローン技術者養成等
- (4) 狩猟読本・例題集、狩猟関係物品の販売・斡旋
- (5) 会報、講習会用ポスターの作成・配付
- (6) 狩猟者登録申請手続便覧の作成
- (7) 功労者の表彰等
- (8) 野生鳥獣感染症調査等への協力

### 4. その他

- (1) 基本財産の運用  
共済事業積立金の運用利益 21,450 千円  
不動産（本会ビル）賃貸収入 14,654 千円
- (2) 借入金（ベスト・帽子作製用）及びその返済  
借入金総額 200,000 千円  
30年度返済額 52,109 千円
- (3) 事故防止対策積立金の積立  
10,000 千円を積み増し、30年度末で50,000 千円
- (4) 災害見舞金の積立及び贈呈  
昨年7月の西日本豪雨災害の被災者に、52件、計2,820 千円を贈呈  
30年度末の積立金 1,978 千円

## ● 平成 30 年度 貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	30 年度				(参考) 29 年度
	事業等会計	共済会計	内部取引消去	計	
<b>I 資産の部</b>					
1. 流動資産	232,191,274	88,099,544	△ 94,340,354	225,950,464	59,669,185
うち前払金	58,000	0	0	58,000	265,546,746
2. 固定資産					
(1) 基本財産	285,921,478	700,000,000	0	985,921,478	985,921,478
(2) 特定資産	58,334,238	0	0	58,334,238	51,165,649
(3) その他固定資産	395,052	100,287,000	0	100,682,052	103,129,856
固定資産合計	350,651,056	800,287,000	0	1,150,938,056	1,140,216,983
資 産 合 計	582,842,330	888,386,544	△ 94,340,354	1,376,888,520	1,607,742,416
<b>II 負債の部</b>					
1. 流動負債	126,188,705	213,705,778	△ 94,340,354	245,554,129	238,842,535
2. 固定負債	128,797,335	146,801,069	0	275,598,404	321,165,525
負 債 合 計	254,986,040	360,506,847	△ 94,340,354	521,152,533	560,008,060
<b>III 正味財産の部</b>					
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	327,856,290	521,850,574	0	849,706,864	1,047,734,356
正 味 財 産 合 計	327,856,290	521,850,574	0	849,706,864	1,047,734,356
負債及び正味財産合計	582,842,330	888,386,544	△ 94,340,354	1,376,888,520	1,607,742,416



## ● 平成 30 年度 正味財産増減計算書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	30 年度			(参考) 29 年度
	一般会計	共済会計	計	
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	14,655,030	22,550,000	37,205,030	28,119,561
特定資産運用益	245	0	245	260
受取会費	280,903,250	128,216,250	409,119,500	411,881,200
支払備金戻入額	0	195,651,892	195,651,892	209,021,653
事業収益	158,369,047	0	158,369,047	104,430,552
雑収益	1,183,676	105,510	1,289,186	1,216,253
経常収益計	455,111,248	346,523,652	801,634,900	754,669,479
(2) 経常費用				
事業費	579,685,335	313,153,036	892,838,371	511,854,686
共済費	0	80,006,333	80,006,333	57,335,757
支払備金繰入額	0	191,249,272	191,249,272	195,651,892
事業管理費	44,162,404	23,143,850	67,306,254	64,932,109
管理費	29,291,001	0	29,291,001	31,521,821
経常費用計	653,138,740	336,296,886	989,435,626	608,308,616
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 198,027,492	10,226,766	△ 187,800,726	146,360,863
基本財産評価損益等	0	911,676	911,676	10,480,000
当期経常増減額	△ 198,027,492	11,138,442	△ 186,889,050	156,840,863
<b>2. 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	141,691,750	141,691,750	209,010,412
責任準備金等戻入	0	141,691,750	141,691,750	209,010,412
(2) 経常外費用				
責任準備金等繰入	0	146,801,069	146,801,069	141,691,750
経常外費用計	0	146,801,069	146,801,069	141,691,750
<b>当期経常外増減額</b>	0	△ 5,109,319	△ 5,109,319	67,318,662
<b>当期一般正味財産増減額</b>	△ 198,027,492	6,029,123	△ 191,998,369	224,159,525
<b>一般正味財産期首残高</b>	525,883,782	521,850,574	1,047,734,356	823,574,831
<b>一般正味財産期末残高</b>	327,856,290	527,879,697	855,735,987	1,047,734,356
<b>II 指定正味財産増減の部</b>	0	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	327,856,290	527,879,697	855,735,987	1,047,734,356

## ● 令和元年度事業計画・予算の概要

### I. 事業の基本的な方針

年号が変わった本年度は、本会の法人設立 80 周年に当たることから、これを猟友会のあり方や使命等を改めて見直しかつ広く発信する絶好の機会と位置付け、猟友会情報の発信やステータスを高めるための各種事業を展開します。

一般業務については、都道府県猟友会の初心者対策の充実などの狩猟者育成確保対策、関係法令等の改正、狩猟事故防止、ジビエ利用推進等に引き続き重点的に取り組むとともに、狩猟事故共済保険の内容の適正化（約款の改正）を行います。

その他、理事会・委員会等の各種会議の開催、狩猟事故共済保険の審査・支払、狩猟関連物品の販売斡旋、功労者の表彰等の継続事業も、効率的な予算執行を基本としつつ実施して参ります。

### II. 重点の実施事業

#### ① 法人設立 80 周年記念事業

- ・「法人設立 80 周年記念式典」(10 月)
- ・「安全狩猟射撃全国大会」(9 月)
- ・記念誌の発行、ハンターアプリの開発 他

#### ② 狩猟・猟友会に関する情報発信及びステータスの向上

- ・WEB サイトのリニューアル
- ・「猟友会憲章」の策定・公表
- ・「狩猟と環境を考える円卓会議の提言」(平成 23 年)の具体化
- ・国際狩猟・野生生物保全評議会 (CIC) への参加 他

#### ③ 狩猟者育成確保対策の推進

- ・都道府県猟友会への助成金配賦等による取り組み支援 他

#### ④ 共済保険約款等の改正及び安全狩猟対策の推進

### III. その他の事業

- ・定時総会、理事会、各委員会等の開催
- ・狩猟事故共済保険金の請求審査及び支払い
- ・各都道府県猟友会に対する各種助成金の配賦
- ・会報の発行 (9 月)
- ・狩猟免許試験事前講習会用ポスターの製作(4 月)
- ・狩猟者登録申請手続便覧の作成 (8 月)
- ・狩猟読本・例題集・狩猟関係物品の販売・斡旋
- ・功労者の表彰
- ・災害見舞金の贈呈及び積立
- ・野生鳥獣感染症調査等への協力
- ・本会事務所 (所有財産) の管理及び貸付業務
- ・共済積立金の管理及び適正かつ有利な運用 他

### 大日本猟友会の会費（構成員納入金）のお知らせ

本会の会費は、昨年度から第二種銃猟の会費の額を変更し、次のとおりとなっています。都道府県猟友会の会費納入の際に、本会会費も併せて納入をお願いします。

種 別	会費の額	うち共済掛金額
第一種銃猟	4,800 円	1,500 円
第二種銃猟	3,300 円	750 円
わな猟	2,300 円	750 円
網 猟	2,300 円	750 円

\* 複数の狩猟免許を有し、複数の狩猟登録を行う方は、会費の額の高い方の会員に加入して下さい。



## 令和元年度収支予算

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	共済会計	計	(参考) 30年度
<b>1. 収入</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
基本財産運用益	14,700	18,160	32,860	31,860
受取会費	269,540	123,000	392,540	384,920
事業収益	97,660	195,650	293,310	352,920
支払備金等戻入額	0	195,650	195,650	190,000
斡旋売上	95,760	0	95,760	160,920
事業受託	1,900	0	1,900	3,000
雑収益	3,200	0	3,200	1,010
<b>経常収益計</b>	385,100	336,810	721,910	771,700
<b>2. 支出</b>				
<b>(1) 経常費用</b>				
<b>事業費</b>	361,805	332,708	694,513	770,010
給料手当	26,350	11,290	37,640	37,640
助成金	132,192	30,938	163,130	178,070
調査事業費等	58,850	0	58,850	27,870
普及啓発事業	14,500	0	14,500	14,500
斡旋仕入	30,300	0	30,300	42,000
帽子ベスト作成費	5,000	0	5,000	71,630
共済費	0	77,000	77,000	80,000
支払備金操出	0	191,000	191,000	180,000
事故防止対策基金積立	10,000	0	10,000	10,000
予備費	20,000	0	20,000	10,000
<b>経常費用計</b>	361,805	332,708	694,513	770,010
<b>(2) 借入金返済額</b>	51,382	0	51,382	52,110
<b>支出計</b>	413,187	332,708	745,895	822,120
<b>収支差額</b>	23,295	4,103	27,398	1,690
<b>(参考) 借入金期末残高</b>	75,020	0	75,020	125,010

## ● 定時総会懇親会

定時総会後に開催された恒例の懇親会には、政府のジビエ利用推進関係省庁連絡会議議長である菅義偉官房長官や自民党鳥獣議連会長である二階俊博幹事長、吉川貴盛農水大臣をはじめとする多くの自民党及び公明党の国会議員の先生方、全日本狩猟倶楽部の天田会長をはじめとする関係団体の方々、環境省・農水省・経産省の幹部の方々などに、多数ご出席いただきました。

始めに、ご多忙の中を縫って官邸から駆けつけていただいた菅官房長官からご挨拶をいただき、続いて高鳥農水副大臣（現役ハンターです。）の音頭で乾杯、その後は順次ご出席いただいた先生方からご挨拶をいただきました。特に、高鳥副大臣に加え、

狩猟免許所有者である古川康衆議院議員（第一種）、牧島かれん衆議院議員（わな猟）、宮路拓馬衆議院議員（昨年わな猟取得）は、猟友会ベスト姿でご挨拶をいただきました。

懇親会の終盤には、二階幹事長、林幹雄幹事長代理、稲田朋美筆頭副幹事長の正に現在の自民党を支える先生方にご参加いただき、会に華を添えていただきました。

参加の都道府県猟友会の皆さんは、地元出身の先生方と握手・談笑したり記念写真を撮ったりなど、大変賑やかな懇親会となりました。（肩書は定時総会当時）



菅官房長官挨拶



高鳥農水副大臣の音頭で乾杯



二階幹事長（鳥獣議連会長）挨拶



吉川農水大臣挨拶





山口泰明組織運動本部長



林幹雄幹事長代理  
(鳥獣議連幹事長)



稲田朋美筆頭副幹事長  
(鳥獣議連副会長)



平沢勝栄志帥会事務局長



谷公一衆議院議員  
(鳥獣議連事務局長)



城内実環境副大臣



牧島かれん衆議院議員  
(鳥獣議連事務局次長)



宮路拓馬衆議院議員  
(鳥獣議連事務局次長)



古川康衆議院議員  
(鳥獣議連常任幹事)



三木亨参議院議員  
(鳥獣議連事務局次長)



谷合正明  
公明党参議院議員



伊東良孝衆議院議員  
(鳥獣議連常任幹事)



秋元司衆議院議員



平口洋法務副大臣



藤末健三参議院議員



## 法人設立八十周年記念事業について

大日本獵友会は、本年8月1日をもって、「法人設立八十周年」を迎えました。構成員の皆様には、戦前からこれまでの80年という長きに亘りご支援いただいていることに対し、心より御礼申し上げます。

本会では、この八十周年を記念し、次のとおり、①東京で関係者を招待して記念式典を開催するとともに、②大阪総合射撃場で「安全狩獵射撃全国大会」を開催します。

特に、射撃大会については、平成17年度まで

は全国大会が開催されていましたが、その後は各ブロック大会に移行してまいりましたので、14年ぶりの全国大会となります。各都道府県獵友会から選抜された代表選手・チームによる熱戦が期待されます。

その他にも、記念事業として、記念誌の発行や「獵友会憲章」の制定、本会ホームページのリニューアル、「ハンターアプリ」の開発なども計画しており、本年を次の百年を見据えた節目の年として参ります。

### ○八十周年記念式典

- ・日 時 10月16日(水) 16時30分～19時(予定)
- ・会 場 帝国ホテル東京(千代田区内幸町)
- ・招待者 国会議員、関係省庁、学識関係者、関係団体、各都道府県獵友会会長 他

### ○安全狩獵射撃全国大会

- ・日 時 9月29日(日) 6時半～15時(予定)
- ・会 場 大阪総合射撃場(大阪府泉南市)
- ・参加者等 1チーム3名(男子66歳以上・未満、女子)  
種目はクレ射撃3種(トラップ・スキート・ラビット)  
団体(男子のみ)は3位、個人は6位まで表彰
- ・大会運営 大阪府獵友会(大会実行委員長:阪口大阪府獵会長)
- ・宿泊及び前夜祭会場 スターゲートホテル関西エアポート(大阪府泉佐野市)

### ▽ SNS (Facebook・Instagram) 開設のお知らせ

大日本獵友会では、本年1月にFacebookとInstagramを開設し、SNSによる情報発信を開始しました。リニューアル作業中であるホームページと合わせ、情報発信を強化して参ります。それぞれのサイトで「大日本獵友会」で検索すると、簡単にアクセスすることができます。是非多くの方がFacebookの「友達」になり、また、獵友の方々に広めていただきますようお願いします。



## 昨年も猟友に災害見舞金を贈呈！

平成 21 年 3 月の東日本大震災以降大きな自然災害が相次ぎ、3 年前の熊本地震、2 年前の九州北部豪雨・台風 18 号に続き、昨年も 7 月に西日本豪雨災害が発生し、本会構成員を含む多くの死傷者や家屋の水没、全半壊などの大きな被害が発生しました。災害に遭われた猟友の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

大日本猟友会では、このような自然災害に遭われ、死亡又は家屋の半壊以上の被害に遭われた猟友の方（ご家族）に対し、関係猟友会を通じ、会費（共済

掛金を除く。）の 0.5% を毎年積み立てた「災害見舞金積立基金」より、佐々木会長からのお見舞状を添えて「災害見舞金」を贈っています。

昨年の西日本豪雨災害に関しては、以下のとおり、4 県、52 件、総額 282 万円の見舞金を被災された方々に贈呈しました。被害額に比べればわずかな額ではありますが、少しでも生活の再建等のお力になれば幸いです。

全国の猟友が応援しています。頑張れ被災者！

関係県	京都府	岡山県	広島県	愛媛県	合計
件数	1	23	13	15	52
支給金額	60,000	1,280,000	700,000	780,000	2,820,000

単位：件、円

## 鈴木副会長、「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受賞！

大日本猟友会の鈴木理之副会長（千葉県猟友会会長）は、「みどりの日」を記念した「自然環境功労者環境大臣表彰」を受賞され、4 月 17 日自然環境局幹部列席の下開催された表彰式において、原田義昭環境大臣より、他の 21 個人、14 団体とともに表彰を受けられました。

鈴木副会長のご功績の概要は、「平成元年より、

海匠地域の旧旭市周辺の鳥獣保護区等の巡視等に従事するほか、有害鳥獣駆除とその安全対策の強化・担い手の育成、キジ及びヤマドリを毎年放鳥する事業を行うなど、自然環境の保全及び普及啓発活動に尽力。」です。

受賞をお慶び申し上げますとともに、これからも引き続きのご活躍をお祈りいたします。



（前列左から 2 人目が鈴木会長）



（原田環境大臣との記念撮影）

# 猟銃用実包管理帳簿

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

- 散弾(スラッグ弾)  
 散弾(番径 番)(a:BB弾, b:その他)  
 ライフル弾( )

- ①銃種(散弾銃/ライフル銃)銃番号( )番径( 番)  
 ②銃種(散弾銃/ライフル銃)銃番号( )番径( 番)  
 ③銃種(散弾銃/ライフル銃)銃番号( )番径( 番)

※1

年 月 日	使用目的※2	区 分※3	数 量	残 数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備 考※4
前年度繰越						
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
計						

※1 当帳簿は実包の種類ごとに作成・記録するものとし、該当の実包にチェックし、散弾は( )内に番径を記載する。ライフル弾は( )内に名称(例:30カービン)を記載する。  
 ※2 「使用目的」欄は、該当の事項に○をつける。 狩:狩猟 有:有害鳥獣駆除 標:標的射撃  
 ※3 「区分」欄には、法令に定める「製造」「譲渡」「譲受」「購入」「交付(した)」「(保管委託する場合)」「交付(された)」「(保管委託した実包を払い出す場合)」「消費」「廃棄」から該当するものを記載する。  
 ※4 「備考」の欄には、その実包消費に使用した銃の番号(氏名下記載の①②③)を記載する。銃が1丁のみの場合は記載不要。また、必要に応じ、捕獲対象の鳥獣の種類や散弾の場合はBB弾又はその他の散弾の別をa,bで記載する。



# 猟銃用雷管・火薬管理帳簿 (ライフル実包の製造用)

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

年月日	猟銃用雷管(個)			火薬(グラム)			購入先の住所・氏名	備考
	購入数	製造数	残数	購入量	使用量	残量		
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
計								

# 大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟（会長：佐々木洋平大日本猟友会会長）は、平成22年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治資金規正法に基づく政治団体で、狩猟や野生鳥獣管理に理解を示していただいている自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（略称：鳥獣議連）所属の国会議員などに対する活動支援や、狩猟等の普及広報などの活動を行っています。

連盟の運営は、構成員の皆様からの寄附金（寄附金目安額：200円以上）を原資としています。今年も皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 1. 平成30年(30.1.1～12.31)の活動概要

昨年は、引き続き自民党鳥獣議連（会長：二階幹事長）を通じて、銃刀法等の関係法令の改正等の働きかけ等を行い、本年に入って狩猟税減免措置の5年間延長や猟銃の携帯・運搬等の方法の留意事項通達発出（H31.3.26付け）等の成果が得られました。

また、鳥獣議連所属議員をはじめとする関係国会議員に対する活動支援等を行い、政府与党との良好な信頼関係の強化に一層努めるとともに、1月に自民党本部において、第2回目の「自然と農山村を守る狩猟のつどい」を開催し、ジビエ利用や狩猟振興等の普及啓発活動を実施しました。

さらに、10月以降、自民党から参議院選候補者の公認を受けた尾立源幸氏に対する理解・支援を拡げるべく、佐々木会長が全国各地の猟友会を訪問し、役員の方々との意見交換会を開催しました。



(H30年9月の自民党鳥獣議連)

## 2. 平成31年(令和元年)の事業計画

本年も引き続き自民党鳥獣議連等を通じて、関係法令の改正等の狩猟関係の規制緩和の要請活動を進めるとともに、政府与党の国会議員の方々との信頼関係の構築・強化に努めます。

第3回「狩猟のつどい」(8.9頁参照)や尾立源幸氏の参議院選挙関係の取組みは既に実施済みとなっています。

なお、尾立氏の選挙運動に関しては、おだち源幸選挙事務所、猟友後援会が主体で実施し、大日本猟友会及び政治連盟からの予算支出等はありません。

### 自民党 鳥獣捕獲緊急対策議員連盟 役員名簿

令和元年8月現在

顧問	伊吹文明(衆) 大島理森(衆) 衛藤征士郎(衆) 山東昭子(参)
会長	二階俊博(衆)
会長代行	鶴保庸介(参)
副会長	稲田朋美(衆) 河村建夫(衆) 岸田文雄(衆) 塩谷立(衆) 鈴木俊一(衆) 田村憲久(衆) 浜田靖一(衆) 宮腰光寛(衆) 森英介(衆) 中曽根弘文(参) 林芳正(参) 山崎正昭(参)
幹事長	林幹雄(衆)
幹事長代理	野村哲郎(参)
副幹事長	高島修一(衆)
事務局長	谷公一(衆)
事務局次長	武部新(衆) 牧島かれん(衆) 宮路拓馬(衆) 宇都隆史(参) 三木亨(参)
常任幹事	伊東良孝(衆) 遠藤利明(衆) 高市早苗(衆) 平沢勝栄(衆) 古川康(衆) 金子原二郎(参) 進藤金日子(参) 二之湯智(参) 山田俊男(参) 山谷えり子(参)



## おだち源幸候補への応援、ありがとうございました！

7月に行われた第25回参議院選挙比例区（全国区）に、大日本猟友会推薦候補者として尾立源幸さんが自民党より立候補し、全国の猟友の応援を受けて健闘しましたが、92,881票を獲得したものの、32人の候補中24位に留まり、残念ながら議席獲得（19位までが当選）はなりませんでした。

応援していただいた全国の皆さんに、心より御礼申し上げます。

尾立さんは、引き続き政治活動を続けていくとのことですので、大日本猟友政治連盟では、今後とも尾立さんを支援していく予定です。

### ○平成30年決算（30.1.1～12.31）

（単位：円）

科 目	30年	(参考) 29年
I 収入の部		
1. 寄付金（個人：構成員）	17,327,022	15,030,260
2. その他の収入（利息等）	33	34
収入合計	17,327,055	15,030,294
II 支出の部		
1. 経常経費	1,535,964	949,720
2. 政治活動費	21,111,926	14,772,737
(1) 組織活動費	20,797,884	10,328,114
(2) 選挙関係費	314,042	4,444,623
3. 予備費	0	0
支出合計	22,647,890	15,722,457
収支差額	△ 5,320,835	△ 692,163
前年度繰越金	13,516,933	14,209,096
繰越収支差額	8,196,098	13,516,933

### ○平成31年（令和元年）予算案（31.1.1～元.12.31）

（単位：円）

科 目	31年（元年）予算	(参考) 30年予算
I 収入の部		
1. 寄附金	19,600,000	21,130,000
(1) 個人	19,600,000	21,130,000
2. その他の収入（利息等）	40	40
収入合計	19,600,040	21,130,040
II 支出の部		
1. 経常経費	1,530,000	960,000
2. 政治活動費	19,000,000	13,300,000
3. 予備費	3,000,000	2,000,000
支出合計	23,530,000	16,260,000
収支差額	△ 3,929,960	4,870,040
前年度繰越金	8,196,098	13,516,933
繰越収支差額	4,266,138	18,386,973

# 統計資料

## 1. 猟銃等所持者数・狩猟免許保有者数・大日本猟友会構成員数の推移

(単位：人)

年度	猟銃等 所持者数	狩猟免許保有者数						大日本猟友会構成員（会員）数					
		第1種 銃猟	第2種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性	第1種 銃猟	第2種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性
S54		417,456	19,767	10,697		447,920	1,324	382,000	8,874	3,105		393,979	
S55	556,813	427,141	21,937	11,693		460,771	1,392	363,840	8,319	3,123		375,282	
S56	457,309	434,314	24,126	12,784		471,224	1,404	343,555	7,441	3,099		354,095	
S57	421,287	355,974	18,748	12,521		387,243	1,154	317,806	6,735	3,150		327,691	
S58	390,623	346,006	18,668	12,773		377,447	1,115	294,015	5,831	3,186		303,032	
S59	369,237	356,170	19,139	13,987		389,296	1,204	276,531	5,435	3,162		285,128	
S60	337,385	297,014	15,672	13,581		326,267	1,006	261,867	4,936	3,160		269,963	
S61	321,483	297,767	15,787	14,204		327,758	989	247,357	4,636	3,230		255,223	
S62	307,450	299,314	15,811	15,187		330,312	1,043	237,598	4,288	3,313		245,199	
S63	290,999	259,074	14,426	15,133		288,633	894	228,867	4,231	3,355		236,453	
H 1	278,946	257,879	14,576	15,835		288,290	854	219,355	3,982	3,305		226,642	
H 2	269,132	258,129	14,791	16,605		289,525	890	213,102	3,949	3,274		220,325	
H 3	260,520	229,238	14,572	16,495		260,305	928	207,066	3,995	3,365		214,426	
H 4	254,379	227,505	14,908	17,338		259,751	946	199,610	3,940	3,461		207,011	
H 5	248,095	231,991	15,404	19,008		266,403	994	192,682	3,778	3,727		200,187	
H 6	241,593	208,776	15,278	19,886		243,940	995	187,481	3,833	3,873		195,187	
H 7	235,675	208,553	16,141	21,297		245,991	991	179,060	3,694	4,033		186,787	
H 8	229,880	209,332	16,205	22,293		247,776	1,107	173,073	3,588	4,362		181,023	
H 9	222,921	187,450	16,012	23,754		227,216	957	168,694	3,610	4,875		177,179	
H10	211,129	188,836	16,204	25,632		230,672	1,019	159,811	3,332	5,319		168,462	
H11	204,854	189,201	16,137	28,343		233,681	1,081	153,671	3,272	6,070		163,013	
H12	198,535	170,464	8,499	31,271		210,234	1,006	148,587	3,223	7,221		159,031	
H13	193,007	169,523	6,868	34,681		211,072	953	141,416	3,166	8,276		152,858	
H14	186,973	169,691	4,748	38,041		212,480	1,092	135,920	3,185	9,613		148,718	
H15	171,925	152,257	3,775	41,440		197,472	1,145	131,713	3,205	10,993		145,911	
H16	171,622	151,205	3,469	43,656		198,330	1,227	125,291	2,857	11,510		139,658	
H17	166,579	152,780	3,290	47,552		203,622	1,213	120,280	2,742	12,593		135,615	
H18	160,813	135,333	2,754	47,140		185,227	1,217	115,412	2,551	13,251		131,214	
H19	158,173	135,960	2,631	51,597	38,717	228,905	1,372	110,618	2,395	14,082	462	127,557	
H20	152,938	135,352	2,497	53,571	30,113	221,533	1,599	104,391	2,255	15,191	483	122,320	
H21	142,294	117,497	2,194	57,818	8,366	185,875	1,539	99,083	2,192	17,795	496	119,566	
H22	131,766	116,506	2,119	64,321	7,268	190,214	1,708	91,263	2,142	20,435	481	114,321	
H23	122,515	116,122	2,080	72,892	7,324	198,418	1,912	84,469	2,072	24,397	468	111,406	
H24	113,942	96,242	1,875	76,042	6,510	180,669	2,037	79,407	2,125	25,870	459	107,861	
H25	107,651	96,351	1,876	80,630	6,470	185,327	2,636	75,166	2,205	27,431	468	105,270	
H26	102,300	97,981	1,926	87,057	6,798	193,762	3,184	71,767	2,287	29,732	456	104,242	
H27	98,638	88,592	1,921	92,883	6,687	190,083	4,181	70,213	2,243	32,514	414	105,384	1,183
H28	96,232	91,174	1,993	99,893	7,081	200,141	5,145	68,651	2,203	34,003	401	105,258	1,571
H29	94,726							67,444	2,194	35,788	360	105,786	1,908
H30	93,034							65,905	2,742	36,059	344	105,050	2,127

※複数免許所有者あり、合計は延人数

\* H19年度からわな猟・網猟免許分離、H18年度以前（甲種免許）はわな猟欄に記載



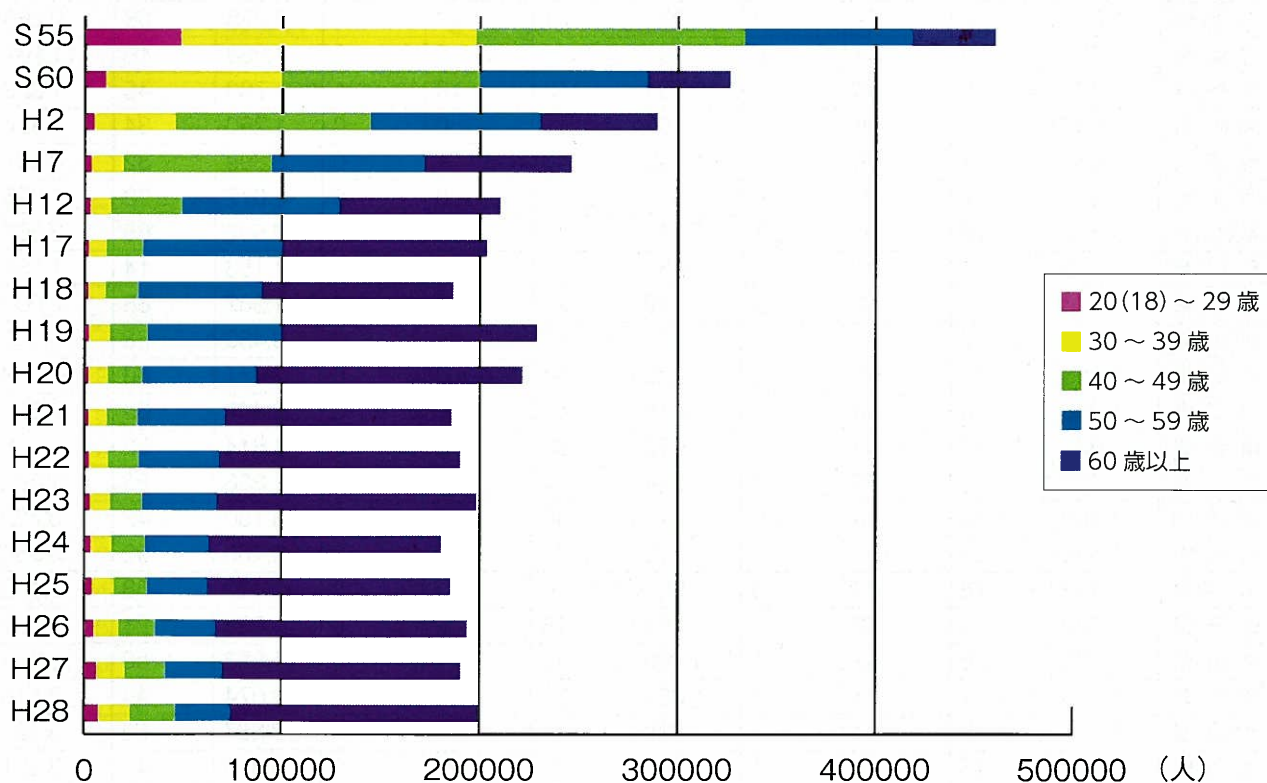
## 2. 年代別狩猟免許所持者数

(単位：人)

年度	20(18)～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
S55	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S60	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H12	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H17	2,255	8,683	18,686	70,541	103,456	203,621
H18	2,129	8,363	16,865	62,600	96,622	186,579
H19	2,551	10,148	19,383	67,603	129,220	228,905
H20	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H21	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H22	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H23	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H24	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H25	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H26	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H27	6,574	13,995	20,700	28,494	120,292	190,083
H28	7,590	15,623	23,095	28,105	125,274	199,701
H28割合	3.8%	7.8%	11.6%	14.1%	62.7%	100.0%
(S50割合)	17.1%	30.6%	30.1%	13.3%	8.8%	100.0%

(出典：環境省資料)

- 備考：①年齢不明があるため、狩猟免許所持者数と差異がある場合がある。また、延人数である。  
 ②平成19、20年は網、わな分離のため人数が増加。  
 ③平成27年度より網・わな猟免許は18歳から。



### 3. 都道府県猟友会・狩猟免許別 構成員（会員）数

(単位：人)

会員種別	第一種銃猟		第二種銃猟		わな猟		網猟		合計		総数
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
北海道	4,588	180	83	1	449	19	0	1	5,120	201	5,321
青森県	926	8	24	0	43	1	0	0	993	9	1,002
岩手県	1,462	24	20	0	212	11	0	0	1,694	35	1,729
宮城県	1,170	19	29	0	469	13	23	1	1,691	33	1,724
秋田県	1,431	13	11	1	37	3	1	0	1,480	17	1,497
山形県	1,336	16	20	0	167	8	0	0	1,523	24	1,547
福島県	2,034	15	62	0	520	8	1	0	2,617	23	2,640
新潟県	1,763	35	32	0	185	14	96	0	2,076	49	2,125
茨城県	1,924	19	108	2	390	9	18	0	2,440	30	2,470
栃木県	1,450	19	53	0	616	13	3	0	2,122	32	2,154
群馬県	1,384	17	47	1	344	7	0	0	1,775	25	1,800
埼玉県	2,153	23	125	6	162	6	8	0	2,448	35	2,483
千葉県	2,031	27	86	1	241	11	44	0	2,402	39	2,441
東京都	1,953	79	95	5	58	12	3	0	2,109	96	2,205
神奈川県	1,839	43	62	3	130	4	0	0	2,031	50	2,081
山梨県	1,612	35	32	0	297	23	0	0	1,941	58	1,999
静岡県	2,048	33	69	8	1,274	43	2	0	3,393	84	3,477
富山県	559	6	29	0	189	1	6	0	783	7	790
石川県	449	10	18	0	892	30	31	0	1,390	40	1,430
福井県	409	5	11	0	417	15	0	0	837	20	857
長野県	2,848	49	91	3	1,204	41	6	0	4,149	93	4,242
岐阜県	1,150	20	111	1	943	22	13	0	2,217	43	2,260
愛知県	1,063	0	86	0	626	0	20	0	1,795	0	1,795
三重県	1,271	14	32	3	925	21	0	0	2,228	38	2,266
滋賀県	684	10	32	0	367	9	0	0	1,083	19	1,102
京都府	975	26	44	0	754	18	10	1	1,783	45	1,828
大阪府	887	23	18	0	385	11	0	0	1,290	34	1,324
兵庫県	1,840	41	68	1	1,490	40	1	0	3,399	82	3,481
奈良県	521	7	16	0	535	16	0	0	1,072	23	1,095
和歌山県	1,333	19	26	1	1,142	45	1	0	2,502	65	2,567
鳥取県	468	4	31	1	654	9	0	0	1,153	14	1,167
島根県	726	12	42	2	1,192	24	2	0	1,962	38	2,000
岡山県	1,725	17	127	0	1,577	46	1	0	3,430	63	3,493
広島県	1,355	31	91	1	1,428	34	3	0	2,877	66	2,943
山口県	1,046	18	39	1	1,411	41	0	0	2,496	60	2,556
徳島県	937	16	42	1	633	35	2	0	1,614	52	1,666
香川県	492	9	39	3	804	14	1	0	1,336	26	1,362
愛媛県	1,762	12	99	0	1,319	30	0	0	3,180	42	3,222
高知県	1,844	25	101	1	1,515	72	0	0	3,460	98	3,558
福岡県	1,449	18	87	0	923	20	1	0	2,460	38	2,498
佐賀県	390	4	39	1	554	18	2	0	985	23	1,008
長崎県	500	6	42	1	1,290	43	1	0	1,833	50	1,883
熊本県	1,638	11	75	0	1,361	33	0	0	3,074	44	3,118
大分県	1,475	18	54	1	1,838	41	0	0	3,367	60	3,427
宮崎県	2,022	13	120	1	1,148	27	20	0	3,310	41	3,351
鹿児島県	1,701	7	102	1	1,779	38	18	3	3,600	49	3,649
沖縄県	222	4	16	4	165	6	0	0	403	14	417
合計	64,845	1,060	2,686	56	35,054	1,005	338	6	102,923	2,127	105,050

※平成31年3月末現在



#### 4. 狩猟者登録種類別鳥獣捕獲数（登録狩猟）

（単位：羽・頭）

年度	網・わな 猟			第 1 種 銃 猟		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 1 8	107,145	118,131	225,276	788,418	192,826	981,244
H 1 9	101,835	105,002	206,837	691,796	194,512	886,308
H 2 0	84,977	133,912	218,889	743,140	208,811	951,951
H 2 1	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297
H 2 2	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 2 3	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503
H 2 7	58,330	198,083	256,413	322,062	156,629	478,691
H 2 8	54,616	187,447	242,063	317,936	156,186	474,122

年度	第 2 種 銃 猟			合 計		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 1 8	54,398	1,189	55,587	949,961	312,146	1,262,107
H 1 9	47,975	261	48,236	841,606	299,775	1,141,381
H 2 0	55,823	2,177	58,000	883,940	344,900	1,228,840
H 2 1	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944
H 2 2	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 2 3	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858
H 2 7	32,956	450	33,406	413,348	355,162	768,510
H 2 8	37,805	477	38,282	410,357	344,110	754,467

（出典：環境省資料）

#### 5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

（単位：頭）

年度	登 録 狩 猟		有 害 鳥 獣 捕 獲 + 個 体 数 調 整		
	イノシシ	シ カ	イノシシ	シ カ	サ ル
H 1 8	144,400	118,000	107,900	79,600	15,500
H 1 9	134,800	121,500	95,300	88,200	13,200
H 2 0	170,100	135,400	136,100	115,200	15,800
H 2 1	159,800	157,400	148,400	154,800	15,100
H 2 2	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 2 3	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 2 4	161,200	193,800	265,400	271,200	23,600
H 2 5	156,700	176,800	295,800	335,100	19,000
H 2 6	174,400	189,900	346,000	396,400	27,200
H 2 7	166,100	168,700	384,400	407,299	25,100
H 2 8	162,700	161,134	447,892	392,500	25,100

（出典：環境省資料）

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

## 6. 野生鳥獣による農林業被害状況

### (1) 農業被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H19	7.3	14.9	2.7	7.3	32.2	14.2	35.2	3.7	5.7	58.8	91.0
H20	6.1	17.1	2.3	7.4	32.9	12.4	44.8	4.3	5.7	67.2	100.1
H21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	57.1	4.3	4.5	78.3	101.9
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9
H28	1.6	3.7	1.2	2.7	9.2	8.2	42.8	1.6	3.4	56.0	65.2
H29	1.1	3.0	0.9	1.9	6.9	6.7	35.4	1.2	3.0	46.3	53.2

(出典：農水省資料)

### (2) 農業被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H19	628	2,583	564	1,506	5,281	5,012	4,680	1,603	1,919	13,214	18,405
H20	619	2,539	580	1,427	5,165	5,376	5,816	1,542	1,986	14,720	19,885
H21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	7,059	1,649	2,002	16,300	21,331
H22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649
H28	310	1,618	480	1,077	3,485	5,072	5,634	1,031	1,941	13,678	17,163
H29	307	1,470	406	1,017	3,200	4,782	5,527	903	1,974	13,186	16,387

(出典：農水省資料)

### (3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H19	3.5	0.6	1.1		0.8	6.0
H20	3.7	0.5	0.9		1.7	6.8
H21	4.1	0.4	0.8		0.9	6.1
H22	4.0	0.3	1.2		0.7	6.2
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8
H28	5.6	0.3	0.6	0.5	0.2	7.1
H29	4.7	0.3	0.6	0.6	0.2	6.4

(出典：林野庁資料)



## 7. 猟銃等の盗難

### 1. 猟銃等の盗難件数

区分/年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	1	1	0	1	1
丁数	2	2	0	1	2
ライフル銃	0	0	0	1	1
散弾銃	2	2	0	0	1
空気銃	0	0	0	0	0

### 2. 実包の盗難状況

区分/年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	0	0	2	2	1
個数	0	0	32	92	471
ライフル実包	0	0	0	80	0
散弾銃実包	0	0	32	12	471

(以上出典：警察庁資料)

### 猟銃や実包の盗難に注意！

- ・自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、**堅固な保管庫に収納し、猟銃と適合実包は同一建物内には保管しない。**
- ・保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に**目につかない場所**、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは**丈夫なネジ等でしっかり固定**する。

### <会員数増加率上位猟友会の表彰>

大日本猟友会では、各都道府県猟友会の会員の増加活動を促進するため、昨年度から、前年度の会員数増加率上位の猟友会を表彰しており、平成30年度の表彰猟友会は次のとおりです。

- ・第1位 沖縄県猟友会（増加率5.0%）
- ・第2位 石川県猟友会（4.3%）
- ・第3位 宮城県猟友会（4.1%）

第1位となった沖縄県猟友会は、全国一規模の小さな猟友会ですが、役員の方々の熱心な活動の成果などによって、見事第1位に輝きました。

6月19日の定時総会において、佐々木会長から3猟友会の会長さんに、表彰状の贈呈が行われました。



(沖縄県猟友会の小渡会長と佐々木会長)

# 共済だより

## I. 共済事業の実施報告

### (1) 平成 30 年度共済保険事業の概要

平成 30 年度の当会に報告のあった構成員による狩猟事故発生件数は、次ページ以下に詳細な報告がありますが、287 件と前年度よりはやや減少したものの、大変遺憾ながら、①千葉県鴨川市でニホンザルと間違えた誤射、②岐阜県下呂市で暴発により地元猟友会長が被弾、③北海道恵庭市でエゾシカと間違えて業務中の森林管理局職員を誤射という、3 件の猟銃による他損死亡事故が発生しました。どの事故も基本的な安全確認が行われていなかったものです。死亡事故には至らなかったものの、矢先安全確認不十分等による猟銃他損傷害事故も 4 件発生しました。

自損傷害事故では、相変わらずつまずきやスリップによる骨折や捻挫が多く発生し、「シルバーハンター」の方は十分な注意が必要です。また、わなに掛ったイノシシなどに襲われる事故も引き続き多く発生し、前年より増加しました。

共済事業の収支については、前年度に比べ支払総額が増加し、保険料収入 128,216 千円に対し、支払保険金は 80,006 千円と保険料の 62.4%となり、その他の都道府県猟友会への助成金や必要経費を合わせた収支ではマイナスとなりましたが、積立金の運用益等でマイナス分をカバーしています。

### (2) 共済保険内容等の変更（約款の変更）

昨年の会報でもお伝えした通り、当共済保険事業は、1975 年（昭和 50 年）の創設以来「構成員の相互扶助（助け合い）」を基本理念として運営に当たっており、これまで給付した保険金総額は約 87 億円に及び、特に他損人身事故を起こした構成員の救済制度として重要な役割を担ってきました。

しかし、約 40 年以上を経過し、構成員の年齢や会員種別構成が変化しているものの、その制度内容はほとんど見直されることなく現在に至っていたことから、一昨年より構成員の現状等を踏まえた保険内容の適正化を図る作業を進め、併せて構成員からのニーズが高い請求・支払手続きの迅

速化、明確化なども行うため、所管省庁である環境省の認可を受けて、「狩猟事故共済普通保険約款」の改正（変更）を 6 月に行いました。

基本的な補償内容等の大きな変更はありませんが、以下のとおり一部に変更があります。新しい約款や重要事項説明書を 41 頁以降に掲載しますので、構成員の方々は必ず一読され、十分にご理解をお願いします。

なお、これまでの約款は何度も部分的に改正を重ね、大変分かりにくいものとなっていたことから、今回は全体を見直し、用語の統一や定義の見直し等も行いましたので、これまでの約款と比べれば格段に整理されたものとなりました。

#### 主な共済保険の変更内容（本年秋の猟期から適用）

- ①疾病死亡保険金額の変更  
持病など狩猟行為に直接起因しない疾病死亡保険金額を 100 万円から 20 万円に変更
- ②傷害保険金の算定方法の変更  
傷害の症状・部位に応じた定額算定方式から、入通院日数（支給限度日数あり）に応じた算定方法に変更し、手続きを簡素化・明確化
- ③保険期間を 1 年間に整理・統一
- ④公務中の事故に対する保険金非支給規定の追加
- ⑤保険金支払の迅速化（請求者に直接振込みに変更）
- ⑥免責規定の変更（大粒散弾を使用した場合の追加他）
- ⑦損保会社からの請求や本人負担金の規定、本人が請求できない場合の規定の追加
- ⑧申請添付書類の一部変更・簡素化
- ⑨その他、各種用語等の定義の整理、わな猟を対象とした規定の追加、条文語句の整理・統一等



## Ⅱ. 30年度事故発生報告件数

\* 30年4月～31年3月までの発生について本会に報告があったもの

### 1. 総発生件数

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
死 亡	16	17	14	18	12
傷 害	255	276	245	281	275
合 計	271	293	259	299	287

### 2. 他損事故

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
銃器死亡	2	1	2	0	3
銃器傷害	5	3	10	3	4
その他死亡	0	0	1	0	0
その他傷害	8	12	10	10	8
合 計	15	16	23	13	15

\*その他死亡の1件は、猟犬の通行人噛付き

### 3. 自損事故

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
銃器死亡	1	1	1	1	0
銃器傷害	3	4	4	5	7
その他死亡	13	15	10	17	9
その他傷害	239	257	221	263	256
合 計	256	277	236	286	272
(その他死亡の内病死者)	(6)	(9)	(6)	(7)	(3)

## Ⅲ. 30年度発生事故の原因

### 1. 他損事故

#### ①銃器による他損死亡事故

銃器死亡事故	年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	誤認・誤射	2	1	0	0	1
	矢先の安全不確認	0	0	1	0	1
	跳 弾	0	0	0	0	0
	暴 発	0	0	1	0	1
	合 計	2	1	2	0	3

#### ②銃器による他損傷害事故

銃器傷害事故	年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	誤認・誤射	2	0	1	0	0
	矢先の安全不確認	2	1	7	2	3
	跳 弾	0	1	0	1	1
	暴 発	1	0	1	0	0
	そ の 他	0	1	1	0	0
合 計	5	3	10	3	4	

### ③他損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	区分		構成員の年齢						狩猟経験					被害者		
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	不詳	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	計	猟友	一般人
誤認・誤射	1	0		1					1				1			1
矢先の安全不確認	1	3				3	1			1	3		4	2	2	
暴発	1	0				1		1					1	1		
跳弾	0	1					1				1		1			1
猟犬	0	5			2	1	1		2		2		4		4	
ワナ	0	0											0			
その他	0	3			1	2	1				2	1	4		5	
合計	3	12	0	1	3	7	4	0	1	3	3	7	15	3	11	2

\*その他のうち1件は被害者が2名のため計16名

## 2. 自損事故

### ①銃器による自損事故

銃器自損事故	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	暴発	3	4	5	2	4
	跳弾	0	0	0	0	0
	発砲の衝撃音	1	0	0	1	1
	その他	0	1	0	3	2
	合計	4	5	5	6	7

### ②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	転倒、転落等	129	139	123	158	142
	獲物の襲撃	63	59	60	56	70
	その他不注意	41	49	26	43	33
	猟犬・ダニ等	10	10	12	13	14
	(病死)	6	9	6	7	3
	その他	3	6	4	3	3
合計	252	272	231	280	265	

### ③獲物等の襲撃による事故(獣別)

獲物別襲撃事故	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	イノシシ	41	48	42	37	50
	シカ	6	10	8	4	10
	クマ	13	1	4	13	8
	その他	2	0	6	2	2
	合計	62	59	60	56	70



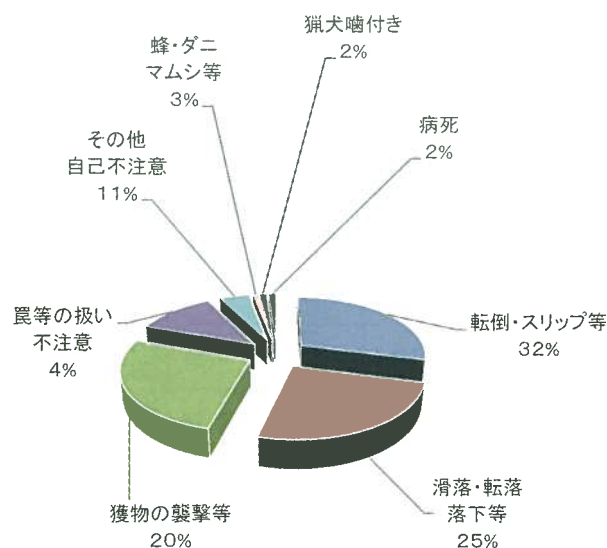
④銃器による自損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
暴発		4		1		2	1	1			3		4
跳弾													0
発砲の衝撃音		1					1				1		1
射撃													0
その他		2			1		1			1	1		2
合計	0	7	0	1	1	2	3	1	0	1	5	0	7

⑤銃器以外の自損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
転倒・スリップ等		77	2	4	5	30	36	5	7	8	55	2	77
滑落・転落・落下等	4	62	4	4	2	21	35	6	4	11	43	2	66
獲物の襲撃等	2	68	1	2	3	23	41	10	10	9	40	1	70
その他自己不注意		32	2	2	5	10	13	4	3	3	22		32
蜂・ダニ・マムシ等		12			1	3	8		1	3	8		12
猟犬噛みつき等		2				1	1				2		2
病死	3					1	2			1	2		3
その他		3				1	2				3		3
合計	9	256	9	12	16	90	138	25	25	35	175	5	265

銃器以外の自損事故の原因



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
イノシシ	2	48		1	2	16	31	6	7	8	28	1	50
シカ		10	1	1	1	3	4	3	1		6		10
クマ		8				3	5		2	1	5		8
その他		2				1	1	1			1		2
計	2	68	1	2	3	23	41	10	10	9	40	1	70

IV. 30年度発生事故の事例

(1) 銃器関連 他損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H30.6.14	16:45	千葉	67	13	有害	矢先の安全不確認	猿	有害で猿の駆除に出猟した際、発砲したBB弾が付近の一般住民に命中し、死亡に至ったもの。
2	H30.11.20	14:00	北海道	49	5	狩猟	誤射	鹿	単独で狩猟中、山中で作業していた営林署職員を鹿と見間違えて誤射し、死亡させたもの。
3	H31.1.3	14:20	岐阜	65	3	狩猟	暴発	鹿	狩猟後、脱包作業中に誤って弾（スラッグ弾）が発射され、付近にいた猟友に当たり、死亡させたもの。

(2) 銃器関連 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H30.5.2	18:40	熊本	76	49	有害	跳弾	猪	有害駆除中、猪に向けて発砲した弾の跳弾が同行していた市職員に当たったもの。
2	H31.1.19	15:30	宮崎	71	51	狩猟	矢先の安全不確認	鹿	鹿及び猪を狙って撃った流れ弾が自宅にいた被害者の左上腕部を貫通し、負傷させたもの。
3	H31.2.2	13:40	熊本	68	45	狩猟	矢先の安全不確認	猪	共猟中、前方の茂みが動いたのを見て発砲した際、誤って猟友に被弾させたもの。
4	H31.2.10	10:10	長野	68	34	狩猟	矢先の安全不確認	鹿	計17名での巻狩り中、共猟者に銃弾が当たり、重傷を負わせたもの。

(3) 銃器以外 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H30.5.1	7:25	山梨	57	9	有害	猟犬噛付	鹿	有害で出猟中に犬のリードを放してしまい、近隣で作業していた男性に噛み付いたもの。
2	H30.11.4	9:30	山梨	61	40	有害	猟犬噛付	猿	獲物を追った猟犬が民家の敷地に入り、飼い犬及び家人に噛み付き、負傷させたもの。
3	H30.10.30	10:00	福岡	73	10	有害	猟犬噛付	鹿	有害駆除で出猟した際、猟犬が逃げて通り掛かった被害者に噛みついたもの。
4	H30.11.18	11:00	広島	52	22	有害	猟犬噛付	猪	猪有害駆除で出猟中、猟犬が被害者の飼い犬と争い、止めようとした被害者が負傷したもの。
5	H30.12.19	16:30	高知	69	20	狩猟	飼犬噛付	猪	設置したワナに飼い犬が掛かり、外そうとした際に噛みつかれて負傷したもの。
6	H31.1.26	8:10	香川	79	44	有害	猪逆襲	猪	被害者が農作業に出た際に、わなに掛かっていた猪に襲われ、負傷したもの。
7	H31.2.20	10:00	大分	56	20	狩猟	猪逆襲	猪	猪猟中、猟犬に追われた猪が建設現場に入り込み、作業していた従業員2名を襲い、負傷させたもの。
8	H31.2.2	10:30	奈良	64		狩猟	猪逆襲	猪	わなに掛かった猪の止めさしの際に、ワイヤーを切った猪の逆襲を受け、負傷したもの。

#### (4) 銃器関連 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H30.7.1	18:15	兵庫	56	15	有害	自己不注意	カラス	有害駆除に従事中、半自動銃でカラスを撃った際に火薬金属片が左目に刺さり、負傷したものの。
2	H30.11.25	12:45	静岡	68	47	狩猟	転倒/暴発	猪	狩猟中、猟犬を助けようと駆け寄って転倒した際に担いでいた銃が暴発し、負傷したものの。
3	H31.1.15	10:25	千葉	68	44	狩猟	暴発	猪	猪猟中に銃に弾を入れ、肩から抜いた際に誤って暴発し、負傷したものの。
4	H31.2.17	16:00	大分	46	3	狩猟	暴発	猪	山中にて共猟中、発砲準備の際に誤って転倒し、銃が暴発・負傷したものの。
5	H31.2.6	11:20	和歌山	78	50	狩猟	自己不注意	鹿	実弾を発射した際に銃床を肩にしっかり当てていなかったため、衝撃で負傷したものの。
6	H31.2.15	15:00	熊本	77	50	狩猟	暴発	キジバト	キジバト猟の際、脱包しようとした時に躓き、銃を地面に落として暴発させ、負傷したものの。
7	H31.3.11	13:20	奈良	89	52	狩猟	発砲音	猪	猪猟中、ライフル銃で計4発発射した後、耳に異常をきたし、左耳が聞こえなくなったもの。

#### (5) 銃器以外 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H30.4.28	14:26	愛知	75	55	有害	滑落	鹿	有害駆除中に滑落したものと思われ、沢で倒れているのが発見されたもの。
2	H30.5.4	8:40	和歌山	73	12	有害	転落	カワウ	川で有害駆除(カワウ)に従事中、誤ってボートから転落し、行方不明→のち遺体が発見されたもの。
3	H30.5.20	13:31	高知	78	8	有害	滑落	鹿	わな見回りに出掛けた後、山中で倒れているのを通行人に発見され防災ヘリで搬送された。→ のち、肺炎で死亡
4	H30.9.7	8:00	石川	67	40	有害	疾病発症	猪	檻にかかった猪の止めさしを行った直後に心不全を発症し、翌日死亡したものの。
5	H30.11.3	15:30	静岡	76	55	狩猟	疾病発症	鹿	共猟中、無線で連絡が取れなくなり、山中を捜索したところ倒れているのを発見したものの。救急搬送後に死亡確認。
6	H30.12.13	13:00	高知	75	40	狩猟	猪逆襲	猪	くくりワナに掛かった猪の止めさしの際に逆襲を受け、出血多量により死亡に至ったものと推測される。
7	H31.1.20	9:40	山梨	59	36	狩猟	猪逆襲	猪	猪の共猟中、猪に背後から襲われ、出血多量により死亡したものの。
8	H31.1.13	17:00	宮崎	77	20	狩猟	疾病発症	カモ	猟友6～7名と網猟中、網を投げようとした際に突然倒れ、救急搬送されたが昏睡の後、死亡したものの。
9	H31.2.26	?	山梨	75	48	狩猟	滑落	?	わなを仕掛けに行った山中で誤って滑落し、身動きが取れない状態で低体温症により死亡したものの。



## (6) 銃器以外 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H30.4.30	10:00	山口	64	23	有害	猪逆襲	猪	猪に発砲したところ、手負いとなった獲物ともつれ合いとなり、斜面を転げ落ちる際に猪に咬まれたもの。
2	H30.5.5	8:30	鳥取	81	20	有害	猪逆襲	猪	くくりわなにかかった猪に近づいた際に、ワイヤーがほどけて逆襲を受け、負傷したもの。
3	H30.7.19	9:09	兵庫	74	15	有害	猪逆襲	猪	くくりわなにかかった猪に止めさしする際、ワイヤーが破損して逃げ出した猪の逆襲を受け、負傷したもの。
4	H30.8.29	10:30	山梨	85	50	有害	熊逆襲	熊	獣害対策用のわなに子熊が掛かっており、付近にいた親熊に襲われて負傷したもの。
5	H30.10.1	14:00	長野	74	7	有害	熊逆襲	鹿	鹿のわなに熊がかかり、放獣処置中に突然わなが外れて襲われ、負傷したもの。
6	H30.9.27	6:30	長野	65	3	有害	カモシカ逆襲	鹿	有害のわなにカモシカがかかり、放獣処置をしていたところ、急に暴れだしたことにより負傷したもの。
7	H30.10.5	10:00	奈良	82	46	有害	鹿逆襲	鹿	単独でくくりわなの見回り中、わなにかかっていた鹿が逃げようとした際に体当たりを受け、負傷したもの。
8	H30.11.11	10:00	大分	73	39	有害	アナグマ逆襲	鹿	有害で出猟中、猟犬とアナグマが格闘を始めたため、引き離そうとした際にアナグマに逆襲され、負傷したもの。
9	H30.10.15	5:30	三重	69	12	有害	ムカデ咬傷	猪	有害駆除のわなの見回り中にムカデに咬まれ、負傷したもの。
10	H30.12.5	11:30	和歌山	77	55	狩猟	マダニ咬傷	猪	くくりワナを仕掛け、見回り等を行っている時に左手首に小さな傷痕を発見。のちに体調不良を発症した。
11	H30.12.15	9:20	島根	65	17	有害	熊逆襲	熊	錯誤捕獲となったツキノワグマの殺処分の際に逆襲を受け、負傷したもの。
12	H30.12.8	9:00	栃木	69	47	狩猟	自己不注意	鹿	鹿猟で獲物運搬中、前方にいた猟友が立ち上がった際に猟友の銃の銃口が目当たり、負傷したもの。
13	H31.1.4	10:00	大阪	51		狩猟	転落	鹿	鹿猟中、現れた鹿を避けようとした際に川に転落し、負傷したもの。
14	H31.2.3	15:00	埼玉	39	11	狩猟	滑落	鹿	狩猟中に鹿を追い込むために斜面を移動中、誤って足を滑らせて滑落し、負傷したもの。
15	H31.2.16	9:30	大阪	71	40	狩猟	転落	猪	猟犬が追った猪が向かってきたので避けたが、その際に地盤が崩れて沢に転落し、負傷したもの。

猟銃の事故は、引き続き暴発と矢先の確認不十分を原因とする事故が発生しました。

**「脱包の確認」と「獲物・矢先の確認」**は基本中の基本ですので、よく肝に銘じてください。

特に、29年度から大日本猟友会構成員は、**大粒散弾の使用禁止**の措置を実施しましたので、シカ・イノシシ猟の際にはライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、**獲物を十分確認**した上で発砲してください！

# 狩猟事故共済普通保険約款(変更後)

## 第1条(趣旨)

- この保険は、一般社団法人大日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の構成員の相互扶助の理念に即し、構成員の生活の安定と福祉の増進のため、狩猟事故による損害に備えるものである。
- 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって被保険者が金銭的利益を得るような共済は行わない。

## 第2条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

- 会員  
本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体
- 構成員  
本会の会員である都道府県狩猟団体に属し、当団体を通じ本会の定める構成員納入金(本保険掛金を含む。)を納入した者
- 被保険者  
本保険の補償の対象となる者をいい、保険契約者のことを指す。
- 保険期間  
本会が保険責任を負う期間をいい、保険期間の詳細は第3条に定める。
- 狩猟行為  
次に掲げる行為をいう。  
ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟期間中に行う法定猟法による狩猟鳥獣の捕獲等の行為  
イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為  
ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等の行為
- 狩猟行為中  
前号に掲げる狩猟行為を行っている間で、猟場(狩猟を行うとする場所)に足を踏み入れてから猟場を離れるまでを指し、猟場での獲物の運搬・解体並びにわな猟・網猟の場合のわな・網の設置及び設置後の見回り時を含み、猟場以外での交通乗用具利用時は含まない。また、前号イ及びウに掲げる行為に限り、関係行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」を含む。
- 狩猟者登録  
法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること
- 審査委員会  
本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会

## 第3条(保険期間)

- 保険期間は、被保険者が狩猟免許の交付を受けた都道府県ごとに、次の1年間とする。
  - 北海道 10月1日から翌年の9月30日まで
  - 青森県、秋田県及び山形県 11月1日から翌年の10月31日まで
  - その他の都道府県 11月15日から翌年の11月14日まで
- 特例として、新規保険加入者に限り、次の期間に起きた事故についても本保険の給付対象とする。
  - 他の都道府県に狩猟登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
  - 放鳥獣猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)において、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
  - 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間より前に始期を設定した都道府県に狩猟者登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

## 第4条(保険金の支払事由)

### 1 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は銃刀法に基づく指定射撃場(以下、「指定射撃場」という。)における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬及び被保険者が設置したわな等にかかった動物による咬刺傷等を含む。)において、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。ただし、公務員又はそれに準じる者であって、公務として従事する狩猟行為中の事故については、法令等に基づいて国又は地方公共団体から賠償又は補償が行われた場合は、保険金の全部又は一部を支給しない。(以下、この条について同じ。)

### 2 自損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬、野生鳥獣、わな等にかかった動物及びマムシ・スズメバチ等の有毒生物による咬刺傷等を含む。)、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故により、被保険者自身の生命又は身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

### 3 狩猟行為関連疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症し30日以内に死亡したとき、あるいは、狩猟行為中の受傷や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(ただし、捕獲した野生鳥獣を食したことに起因する感染症等は含まない。)により発症から180日以内に死亡したときは、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

## 第5条(支払う保険金の額-他損事故保険金)

### 1 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、被害者が死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

### 2 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

### 3 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を、前項で算定した金額に付加して給付する。

### 4 被害者が親族の場合の事故

前3項の規定にかかわらず、被害者が被保険者と同居及び家計を共にする親族の場合には、第6条第1項から第3項の自損事故保険金として定める基準により算定した損害額を保険金として給付する。

### 5 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算することができる。

### 6 支払保険金の限度額

第1項から第3項及び第5項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた者1名ごとに合算して300万円を限度とする。

## 第6条(支払う保険金の額-自損事故保険金)

### 1 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、事故のあった



日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

## 2 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その傷害が原因で通算7日以上通院又は入院したときは、180日を限度として、その日数(ただし、傷害を被った部位及びその症状に応じて別表2に定める日数を限度とする。)に1日につき3,000円を乗じて算定した金額を保険金として給付する。

## 3 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その直接の結果として後遺症を残したときは、別表3に定める区分に従って保険金を給付する。

## 4 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき合算して300万円を限度とする。

## 5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、もしくは、同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害又は疾病の影響により傷害が重大となった場合には、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

## 6 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、もしくは被保険者又は保険金を受け取る者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払う。

## 第7条(支払う保険金の額-狩猟行為関連疾病死亡保険金)

被保険者が第4条第3項に定める疾病により死亡したときは、次の金額を保険金として給付する。

(1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症した持病等に起因する疾病により30日以内に死亡したとき 20万円

(2) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の受傷等や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(捕獲した野生鳥獣を食したことに起因するものは除く。)により180日以内に死亡したとき 100万円

## 第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は保険責任を負わない。

(1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

(2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

(3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故

(4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

(5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故

(6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

(7) 狩猟行為に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する他損事故を除く。)の事故

(8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

(9) 第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者の飼育・使用する猟犬の咬傷等による事故のうち、当該猟犬による事故に関し過去に保険金の給付を行っているもの

## 第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

1 本会で保険金を支払う第4条第1項の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。

2 第1項に定める支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限

度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。

## 第10条(保険料の払込方法等)

当保険の申込については、本会の構成員が、都道府県狩猟団体を通じて現金の一括払いにより構成員納入金を払い込むことにより、当保険の保険料を払い込んだものとする。保険料を払い込んだ構成員には、保険契約者証等を交付する

## 第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

## 第12条(不法取得目的による無効)

被保険者が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

## 第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書又は告知書において本会が告知事項として質問した事項については、被保険者はその書面により告知することを要する。

## 第14条(通知義務)

被保険者は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、所属する都道府県狩猟団体を通じて、遅滞なく本会に通知しなければならない。

(1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき

(2) 住所又は通知先を変更したとき

## 第15条(告知義務違反による解除)

1 被保険者が第13条の規定により本会が告知を求めた事項について故意又は重大な過失により事実を告げなかった場合、あるいは、事実でないことを告げた場合には、本会は将来に向かって保険契約を解除することができる。

2 この場合、本会は保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができ、保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていた場合には、その全額の返還を請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかった場合には、保険金を支払う。

4 保険契約の解除は、被保険者に対する通知により行う。

## 第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

(1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合又は過失により知らなかった場合

(2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、保険契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合

(3) 保険媒介者が、保険契約者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと又は事実でないことの告知をすることを勧めた場合

(4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過した場合

(5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続した場合

## 第17条(重大事由による解除)

1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向けて解除することができる。

(1) 被保険者が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合

(2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合

(3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合



(4)前3号に掲げるもののほか、被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由があった場合

2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合には保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができる。

3 本条による解除は、被保険者に対する通知によって行う。

#### 第18条(受益資格の得喪)

被保険者は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。

#### 第19条(保険契約の解約)

被保険者は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。

(1)狩猟免許の取消、効力の停止、失効

(2)狩猟者登録の抹消、取消

#### 第20条(保険料の返戻)

前条の規定により保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

#### 第21条(損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止しこれを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠った場合には、本会は保険責任を負わないことがある。

#### 第22条(事故発生概況報告)

1 被保険者又はその遺族は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県狩猟団体の長を経由して、事故発生概況報告書を提出しなければならない。ただし、被保険者の事故による重度の受傷等により提出が著しく困難である場合はその限りではない。

2 被保険者又はその遺族が正当な理由なく前項の報告を怠った場合は、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

#### 第23条(保険金の請求)

1 被保険者又はその遺族が保険金を請求する場合には、事故発生後1ヶ年以内に、別表4に定める書類及び本会が必要に応じて求めるその他の書類を提出しなければならない。

2 被保険者が意識不明等により請求することができない場合には、その成年後見人からの請求により成年後見人に保険金を支払うことができる。成年後見人からの請求が困難な場合には、その遺族に当たる全員が連署した書面により選任した代表者が請求できるものとし、この場合、別表4に定める書類のほか、本会が必要に応じて求める書類を提出しなければならない。

3 被保険者に本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合の他損害事故保険金の請求については、当該損害保険会社から必要書類を添付の上請求することができるものとする。

#### 第24条(保険金の支払時期等)

1 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から原則として90日以内に、被保険者、その遺族、遺族の代表者又は成年後見人(以下、「被保険者等」という。)の指定する預貯金口座への振込みにより保険金を支払う。

2 前項の裁定をするため特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、確認が必要な事項及びその裁定を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとする。

3 前項の照会又は調査に際し、被保険者等が正当な理由なく当該確認を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

4 前条第3項の損害保険会社による請求によらず、被保険者自らの請求による他損害事故保険金を被保険者に支払う場合には、当該被保険者の被害者に対する事故賠償金の支払いを確認した上でこれを行うものとする。

#### 第25条(保険金支払後の保険契約)

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

#### 第26条(保険契約の更新)

1 本会は、被保険者に対して、保険期間満了日までに更新前契約の満了及び更新について通知する。

2 被保険者は、契約を更新しない場合又は契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間満了日までに本会へ通知しなければならない。

3 被保険者から前項の通知がなく更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。

4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定及び保険料率を適用する。

5 本条の規定により保険契約を更新したときは、被保険者に対して保険契約者証等を交付する。

#### 第27条(更新時における保険料の増額又は減額等)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て次の変更を行うことがある。

(1)保険料を増額し又は保険金額を減額すること

(2)保険契約の更新を行わないこと

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに被保険者に通知する。

#### 第28条(保険金の減額等)

1 第4条第1項に定める他損害事故の被害者が第1種又は第2種銃猟構成員である際に、狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において当該被害者に本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった順守義務違反が認められる場合には、第8条の事由に該当しない場合であっても、審査委員会の裁定により支払うべき保険金の額の5%の額を上限として減額することができる。

2 第4条第1項又は第2項の事故の際に、第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者に次の順守義務違反が認められる場合は、別表5により、被保険者又は保険金請求者である損害保険会社に支払うべき保険金の減額、もしくは、被保険者に対して被害者に支払うべき事故賠償金の一部に相当する本人負担金の請求をすることができる。

(1)狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において、本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった場合

(2)狩猟行為中に、大粒散弾(6粒~15粒/弾)を使用した場合

#### 第29条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において、行政庁の認可を得て保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行うことがある。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可取得後直ちに、その対象となる被保険者に通知する。

3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の認可を得てこれを定め、この普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

#### 第30条(保険金の裁定についての異議申立)

1 保険金の裁定に不服のある被保険者等は、裁定通知を受けた日から30日以内に本会に対し異議の申し立てを行い、再審査を請求することができる。

2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば再度保険金の給付の有無及びその金額を裁定しなければならないものとする。

#### 第31条(保険金請求権時効)

被保険者等は、事故が発生したときは、事故のあった日から1

年以内に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り保険金を請求することができるものとし、3年を経過した場合には保険金を請求する権利を失い、本会は保険責任を負わないものとする。

**第32条(再請求についての制限)**

被保険者等は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

**第33条(保険金の給付順位)**

- 1 被保険者が第6条の事故又は第7条の疾病により死亡したときは、保険金はその遺族が請求しかつ受領する。
- 2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

**第34条(受給権の処分禁止)**

- 1 被保険者等は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
- 2 前項の規定に違反しこれを譲り渡し又は担保に供しても、これをもって本会に対抗することができないものとする。

**第35条(被保険者相互の事故)**

被保険者相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者又はその代理人である損害保険会社のみが保険金を請求することができるものとする。

**第36条(訴訟の提起)**

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

**第37条(準拠法)**

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。

**附 則(令和元年6月18日)**

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

**附 則(令和元年8月23日)**

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

第5級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>4 1上肢を手関節以上で、失ったもの</li> <li>5 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>6 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>7 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>8 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>	2,358万円
第6級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの</li> </ol>	2,000万円
第7級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの</li> <li>7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>12 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側の睾丸を失ったもの</li> </ol>	1,672万円
第8級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの</li> <li>4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの</li> <li>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> <li>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>8 1上肢に仮関節を残すもの</li> <li>9 1下肢に仮関節を残すもの</li> <li>10 1足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>	1,344万円
第9級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 1眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>9 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの</li> <li>14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>15 1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>16 外貌に相当な醜状を残すもの</li> <li>17 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ol>	1,044万円
第10級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> </ol>	806万円

**別表1 後遺障害給付基準(他損)**

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明したもの</li> <li>2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>5 両上肢を肘関節以上で失ったもの</li> <li>6 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>7 両下肢を膝関節以上で、失ったもの</li> <li>8 両下肢の用を全廃したもの</li> </ol>	4,000万円
第2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>5 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>6 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>	3,552万円
第3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>5 両手の手指の全部を失ったもの</li> </ol>	3,134万円
第4級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>4 1上肢を肘関節以上で失ったもの</li> <li>5 1下肢を膝関節以上で失ったもの</li> <li>6 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ol>	2,746万円



第10級	5	1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	806万円
	6	1 手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの	
	7	1 手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの	
	8	1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	9	1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
	10	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	598万円
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	4	10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	6	1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	7	脊柱に奇形を残すもの	
	8	1 手のなか指又ははくすり指を失ったもの	
	9	1 手の示指の用を廃したものの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの	
	10	1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの	
	11	胸腹部臓器に障害を残すもの	
第12級	1	1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	418万円
	2	1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4	1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	5	鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
	6	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	8	長管骨に奇形を残すもの	
	9	1 手のなか指又ははくすり指の用を廃したものの	
	10	1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11	1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの	
	12	局部に頑固な神経症状を残すもの	
	13	外貌に醜状を残すもの	
第13級	1	1 眼の視力が0.6以下になったもの	268万円
	2	1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
	4	5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	1 手の小指を失ったもの	

第13級	6	1 手の拇指の指骨の一部を失ったもの	268万円
	7	1 手の示指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの	
	10	1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	11	1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの	
第14級	1	1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	150万円
	2	3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3	1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4	上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5	下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6	1 手の小指の用を廃したものの	
	7	1 手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したものの	
	10	局部に神経症状を残すもの	

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう
- 手指の用を廃したものと、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節(第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
  - (a) 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
  - (b) 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
  - (c) 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体傷害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

別表2 部位症状別給付限度日数(自損)

症 状	部 位 (単位:日)											
	頭 部	顔 面 部				頭 部	胸 部、腹 部、背 部、腰 部 又は腎 部		上 肢		下 肢	
		眼、耳、 歯牙を除く 顔面部	眼	耳	歯 牙		胸腹部 (含、肋骨・肋 骨・肩甲骨)	背部・腰部・ 腎部 (含、腸骨)	手指を 除く上肢	手 指	足指を 除く下肢	足 指
打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、 筋・腱の不全断裂	11	21	21	11	—	11	11	11	11	11	11	11
挫創又は挫滅創 (含、動物による咬傷)	21	21	—	21	—	21	21	21	21	21	21	21
骨折又は脱臼	90	32	—	—	—	90	32	90	53	32	63	53
欠損又は切断	—	32	—	21	11	—	—	—	90	32	105	45
筋又は腱の断裂(完全に切断され た状態)	—	—	—	—	—	—	—	—	53	32	53	21
神経(脊髄を除く)の損傷又は 断裂	180	63	90	—	—	105	—	105	53	32	53	21
脊髄の損傷又は断裂	—	—	—	—	—	180	—	180	—	—	—	—
頭蓋内の内出血又は血腫 もしくは眼球の内出血又は血腫	90	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臓器の損傷又は破裂もしくは 鼓膜、眼球の損傷又は破裂	—	—	45	21	—	—	90	—	—	—	—	—

(注1)表中の各症状に該当しない傷害又は治療の実態と著しく乖離している日数については、審査委員会が個別案件ごとに検討する。

(注2)同一事故により複数の傷害を負った場合は、最も多い日数に該当する症状及び部位を適用する。



■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額 (万円)
1. 眼の障害	
(1)両眼が失明したとき	300
(2)片目が失明したとき	180
(3)片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1)両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2)片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3)片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1)鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1)咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2)咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1)外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2)外貌に醜状(顔面においては直径2cm癩痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1)脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2)脊柱に運動障害を残すとき	90
(3)脊柱に変形を残すとき	45
(4)椎骨の圧迫骨折により脊柱に変形を残すとき	15
7. 腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	180
(1)1腕又は1脚を失ったとき	150
(2)1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	105
(3)1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	15
(4)1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	15
8. 手指の障害	
(1)1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2)1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3)拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4)拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9. 足指の障害	
(1)1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2)1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3)第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4)第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11. 上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、又は身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必要書類
他損事故保険金	<p>[被保険者が請求する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書</li> <li>・医師診断書</li> <li>・被害者の診療明細書</li> <li>・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書</li> <li>・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し</li> <li>・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し</li> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し</li> <li>・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し</li> <li>・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類</li> <li>・被害者が死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本</li> <li>・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書</li> <li>・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し</li> <li>・事故の状況を証する写真</li> </ul> <p>[損害保険会社が請求する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別途定める保険金請求書及び添付書類</li> </ul>
自損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書</li> <li>・医師診断書(原則として通院又は入院の通算日数が30日を超える場合に限る。)</li> <li>・病院等が発行する通院又は入院に関する証明書又は医療費支払いに関する領収証等の写し</li> <li>・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書</li> <li>・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し</li> <li>・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し</li> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し</li> <li>・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し</li> <li>・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本</li> <li>・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書</li> <li>・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し</li> <li>・事故の状況を証する写真</li> </ul>
狩猟行為関連疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書</li> <li>・死亡診断書(疾病と死亡との関係を明らかにするもの)</li> <li>・死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本</li> <li>・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の証明書</li> <li>・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し</li> <li>・鳥獣捕獲行為中の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し</li> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し</li> <li>・猟銃による狩猟行為中の場合は、「銃の所持許可証」の写し</li> <li>・疾病発症や動物による咬傷等の状況を証する写真</li> </ul>

■別表5 保険金から減額する又は請求できる本人負担金の金額

順守義務違反の内容	減額又は請求できる金額
大日本猟友会安全狩猟ベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、自損事故の場合は10万円、他損事故の場合は200万円を限度とする。)
上記帽子を着用し、ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の70%(同上)
上記ベストを着用し、帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の30%
大粒散弾を使用した場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、他損事故の場合は200万円を限度とする。)

# 重要事項説明書

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病により死亡した場合等に共済保険金をお支払いします。

### (2) 補償内容

\*本共済保険はその趣旨等から、「狩猟行為中」の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは相違がある場合があります。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中(射撃練習を含む。以下同じ)の事故(第1種狩猟登録者である被保険者については銃器の暴発に起因する事故を含む。以下同じ)において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故>被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

\*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見なされません。(但し、有害捕獲に関わる行政からの依頼・要請・指示を受けた場合を除く。)

\*猟場以外(処理場、解体作業場等や林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは見なされず、支払対象とはなりません。

\*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入通院実績等に応じますが、受傷部位と症状による限度があります。

③<狩猟中疾病死亡>被保険者が狩猟行為中に、事故以外の原因により発症し30日以内に死亡したとき、又は狩猟中の行為に起因する疾病により180日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】 次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a)被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b)法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

\*公道上での発砲による事故は支払対象とはなりません。

c)法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故(鳥獣捕獲許可を受けた場合を除く。)

d)被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

\*行政機関からの要請・依頼等による緊急捕獲活動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必要です。

e)被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けないで所持する銃器によって生じた事故

f)被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g)狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中の事故

\*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h)地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i)被保険者の使用する猟犬の咬傷(当該猟犬の咬傷による事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る。)による事故

### (3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②被保険者又は一般社団法人大日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期(都道府県により同一ではありません。)を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

### (4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/〔傷害日額〕3,000円、③<狩猟行為関連疾病死亡>100万円又は20万円(持病等による場合)、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

## 2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種銃猟構成員が1500円、それ以外の構成員が750円で、払込方法は契約時に現金一括払(構成員納入金に含まれています。)となります。

## 3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

## 4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

## 5. 告知義務・通知義務等

(1)加入時における注意事項(告知義務一加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2)加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告書を提出して下さい。

## 6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払い込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

## 7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1)保険金をお支払いしない主な場合

上記1.(2)④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2)重大事由による解除

以下の①~③の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

③上記①②のほか、本会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

## 8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払いのみの取扱いで、払込み猶予期間等は設定しておりません。

## 9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その被保険者の保険料は返還しません。

## 10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

## 11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外には利用しません。



# 「ポスターの<sup>ひと</sup>女性」紹介



ハンター：福原亜希・晴菜・捺未（第1種銃猟免許保有 滋賀県猟友会会員） 一般社団法人 大日本猟友会

令和元年度の「狩猟免許試験事前講習会用ポスター」の3人のモデルは、もちろん現役のハンターで、地元では「滋賀の狩りガール三姉妹」と呼ばれる、左から長女：亜希さん、次女：晴菜さん、三女：捺未さんの「福原三姉妹」です。

父親は、全国一若い猟友会長である滋賀県猟友会の福原守会長。皆さん子供の時から父の背中を追いかけ、狩猟には馴染んでいたようで、三人姉妹のハンターは全国でも珍しいと考えられます。まさに「ハンター一家」として大いに胸を張れる素晴らしいご家族ですね。

ポスター写真撮影は、2月下旬、三姉妹や地域の仲間の方々の狩猟に同行したもので、長女の亜希さんが見事イノシシを1発で仕留めました。



さすが三姉妹の長女！見事な腕前です。



滋賀銀行の広報誌「かけはし」春号で紹介された「福原三姉妹」

令和元年度 日猟会報（通巻第45号）

発行日 令和元年9月1日

編集・発行者 一般社団法人 大日本猟友会

会長 佐々木 洋平

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11

TEL (03)3234-8080

印刷所 佐川印刷株式会社

\*本紙は再生紙及び環境にやさしいインクを使用しています



# 鳥獣保護管理の 専門家を登録・紹介します

人材登録事業の登録者の専門分野と各分野の役割

鳥獣保護管理 プランナー ▼ 鳥獣保護管理 のための プランニング	鳥獣保護管理 コーディネーター ▼ 鳥獣の捕獲や 鳥獣による農作物 被害対策を指導	鳥獣保護管理 調査コーディネーター ▼ 鳥獣の生息状況 などを調査
--	--	---



登録されると・・・

- 鳥獣保護管理人材登録のホームページに名前・専門分野・対象種・活動地域等が掲載されます。
- 「アドバイスがほしい」「研修会の講師としてきてほしい」等、地方公共団体等の申請に応じて登録者を紹介します。
- 最近では、業務の入札等の際に登録者が配置されていることが条件・加点要素になっている例があります。

応募方法は以下のURLで「登録する」をご参照ください

鳥獣保護管理に係る人材登録事業 URL(環境省ホームページ内)  
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

もしくは、

鳥獣プロ

検索

※これは求人広告のポスターではありません。  
 ※この事業は、鳥獣保護管理に係る専門家に関する情報を提供するものであって、登録によって公的な資格や権利が付与されるものではありません。  
 また、登録された方について活動の場を保証する制度でもありません。



## 本気 狩猟

狩猟地域リーダー  
育成のための **狩猟講座**

狩猟は単に捕獲できれば良いというものではありません。  
動物の動きを見抜き、計画し、見立てどおりに捕獲する。  
そのための技術、心構えを学びませんか？

**2019年**

第1回	10/19	10:00 17:00	20	8:20 17:30
第2回	10/26	10:00 17:30	27	9:00 16:30

参加者  
募集

参加費無料

**プログラム**

第1回  
 猟歴の紹介  
 狩猟計画作成

第2回  
 捕獲計画に基づく演習  
 解体技術講習会

本講習では、安全管理に万全を期しますが、山中を歩くなどするため、事故のリスクは伴います。ご自身で安全管理ができる方のみ、ご参加ください。

**山中湖情報創造館**  
 山梨県南都留郡山中湖村平野506-296

**参加条件**

狩猟免許  
 狩猟免許(第一種銃猟、第二種銃猟又はわな)を取得している方

年齢  
 原則として20歳代から40歳代までの方

その他  
 全2回の講座全行程に参加できる方  
 出猟の経験がある方  
 真摯に狩猟と向き合いたいという思いを持つ方  
 狩猟での演習で山中を歩く体力と気力のある方

お問い合わせ申し込み先

必要事項(氏名、年齢、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、取得されている狩猟免許の種類、狩猟経験)をご記入の上、FAXもしくはメールにて送付ください。

(株)BO-GA あづみのオフィス内 フォーラム運営事務局  
 FAX. 0263-50-7434  
 MAIL. syuryo\_forum@bo-ga.co.jp



# 銃猟は安全最優先

足場の確認

矢先の確認

獲物の確認

脱包の確認

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

特に、  
くくりわな猟  
は注意!

## 安全狩猟に努めましょう!

近年、わな猟でイノシシに逆襲される事故が多発しています。  
止めさし時などには十分注意して下さい!  
また、くくりわなのワイヤーはしっかりと固定し、十分強度がある新しいワイヤーを使用しましょう!